

第59回平成26年9月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成26年9月8日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時52分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	和田 茂	教 育 長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	小池 信助
税 務 課 長	秋山 誠	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

定刻の9時30分になりました。

ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

14人の議員から通告がありました。3日間に分けて行います。1日目6人、2日目6人、3日目2人、このような順序で行いたいと思います。

それでは、9月議会の一般質問、トップバッター、最初に13番、家城功議員の一般質問を許します。

家城議員。

13番(家城 功) 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は通告しておりますとおり、山添町長の政策に対する改革についてのお考えをお伺いしたいと思っております。

町長が就任され、早くも5カ月が経過しようとしております。就任時には、日本一若い現役町長として、我が町のみならず全国でも大変注目を浴びられ、また、選挙において掲げられました若さと行動力という言葉には、私を含め多くの町民から、町の将来のための改革に大きな期待を寄せられ、町長ご自身も所信表明はじめ、いろいろな場所でそういったことを述べられてまいりました。

この5カ月、私は一議員として、また一町民として、職務を遂行される町長の姿を拝見させていただいておりましたが、少しきつい表現になりますが、一体、何が変わったのだろうか。何を換えようとしているのだろうかという思いであるというのが、率直な気持ちでございます。

世間では、新人町長としては頑張っておられるとか、まだ、5カ月だから、これからというような声も多くお聞きいたしますが、先行き不透明な行財政状況や山積されております問題、また、課題の解決、そして、何より加悦中学校建設、広域ごみ処理施設、認定こども園の整備など、何十億円もの費用がかかる重要案件も今後、取り組まれていくという中で、いま一度、町長のお考えをお聞きし、確認させていただきたく、質問をさせていただきます。

それでは、1点目の職員の意識改革についてお聞きいたします。

私は、6月の定例会の中で、まず、やるべきことは職員の意識改革、それも基本的な段階の挨拶からということをお述べさせていただきました。その答弁に町長は、変えるべき点は多くある。また、仕事の可視化、民間のノウハウを取り入れるなど上げられ、答弁をいただきました。

そこで質問ですが、じっくりと取り組みたいとのことでしたが、今後、何がどう変わろうとしているのかについてお答えいただきたいと思っております。

二つ目に、基本的な段階、すなわち挨拶や対応について見直す必要があると述べさせていただきましたが、現状の確認はされたのでしょうか。また、改善はあったのでしょうか。この2点に

つきましてお聞きいたします。

次に、財政問題についてお聞きいたします。合理的なマネジメントが喫緊の課題であるというお答えでしたが、私も今後の行財政見通しの非常に不透明で厳しい状況であるということとは理解しておりますし、町長がおっしゃるとおり合理的、かつスリムなマネジメントが、今後の最重要課題であると感じております。

そういった中で、加悦中学校の建設請負工事の入札が流れてしまいました。建設内容の条件を変更し、再度、入札を実施する準備が、現在、進められているということでお聞きしておりますが、私は、今後の教育のあり方や少子化による学校の統廃合、また、教育面、財政面など、町が進むべき方向性を鑑みた場合、このまま建設実施をしてよいのかということに関して疑問を感じております。財政を圧迫している多くの要因の中で、公共施設の運営については、今後、検討する必要性はあるということは、私も町長も同じ認識ではないかと思っております。

私は、行政でないとできないもの、民間が経営したほうがよいもの、また、売却等、早期に手放すほうがよいものなど、分析と見きわめを緊急に進めることが望まれると考えております。そういった財政面を鑑みた状況も踏まえ、加悦中学校の建設工事について、財政面から見ても協議を緊急になされるのが先ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

二つ目に、以前、町長も公共施設の民営化は運営方法に見合った検討を進めるというような答弁がございましたが、現在、どういった協議がなされ、進捗状況がどうなっているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目に、入札についてお聞きいたします。

私は、再三、議会において入札制度の見直しについて質問をさせていただいております。最低制限価格の事前公表、各費用の地域に応じた価格設定、地域優先型の入札の実施、請負取り抜け制度、また、電子入札など、いろいろな分野で改善、見直しを求めてまいりましたが、今がベターという答弁ばかりで、一部、階級をまたいだ入札制度の実施は改善がございましたが、あまり大きな変化もなく現在に至っております。

今回、加悦中学校の建設にかかる入札会が流れた原因としては、労務単価にあるという分析をお聞きしておりますが、私は果たして、それだけが原因であるのかなというような疑問もございます。こういったことも含め、入札に関して、いま一度、見直す時期ではないかと改めて感じております。そこで、質問ですが、まず、現在の当町の入札制度について、町長の率直なお考えをお聞かせいただきたい。

二つ目に、私は入札制度の改善をすべき点は多くあると考えておりますが、まず、何より最低制限価格の事前公表について、廃止すべきだと考えております。この方法は、結果的に抽せんによる落札に大きくつながり、公平性の全くない結果であると感じております。

抽せんも公正な手段という説明をお聞きしておりますが、実態はそうではなく、企業の努力が全く反映されない、行政職員保護のための手段でしかないと感じております。事実、近隣市町を見ましても、この方式を採用しているのは与謝野町だけであり、ほかの市町では、ほとんど行われておりません。

以前、総務常任委員会でも地元業者の方から請願が出され、いろいろな研究や協議がなされた結果、試験的な段階からでもいいので、取り組むべきとの提案を行政にさせていただいております。

すが、私も、その後、議会において何回も確認をさせていただいておりますが、いまだに取り組みの気配すらございません。現在、どう考え、どう協議がされ、今後どうされるのかについてお聞きいたします。

三つ目に、現在、入札制度については、副町長はじめ町の所管の管理職、また、職員で構成されております指名委員会において協議されていると思います。町長の方針として、民意に耳を傾け行政運営を進めていくというお言葉がございましたが、そうであるのならば、業者や民間からの意見を取り入れ、反映されるような構築が必要ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

最後に4点目ですが、町長の政策についてお聞きいたします。

4月の選挙では、「とうまの政策」として、六つの公約をされております。新しい視線での産業振興、観光振興と交流人口の促進事業、地域密着型福祉施策、子ども・子育ての支援、また、教育施策、情報の透明化と町民参画の町政とありますが、現在、何を取り組まれ、何がどう変わり、これからどう変わっていくのか、具体化されたものがあれば、それも含め、将来に希望が見えるご説明がいただけますようお願いを申し上げ、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 皆さん、おはようございます。

それでは、家城議員のご質問の町長の政策改革についてお答えします。

まず1番目、職員の意識改革についての1点目、じっくりと取り組みたいとのことであったが、現在、何がどう変わろうとしているのかとのお尋ねでございますが、私が町長に就任をして以来、毎月の各庁舎での朝礼など折に触れて、職員に、私の基本的な考え方や思いを訓示をしております。そのような中、現在、当町では平成25年4月に策定をされました、第2次行財政改革大綱の実現に向けて行政改革に取り組んでいるところでございます。

行政改革とは、まさに行政をいろんな角度から見直していくということでございますが、この行政改革が職員の問題意識を高める一つのツールとして大変意味を持っていると感じております。行政改革の大きな項目であります行政評価や政策評価についても、職員の意識改革のツールとして捉えることができます。職員が、これまでの自分自身の考え方に正面から疑問を持ち、改善をしていこうという力こそが、これからの職員には求められてくるというふうに考えております。

行政改革を、それぞれの職員が考えるということは、みずからの仕事の見直しであり、意識の見直しであるというふうに思います。役場は、多くの課題を抱えております。これを改善、解決していくためには、発想と意欲であると、私は思います。

考えなければ発想は生まれず、意識がなければ実現はしないと思っておりますので、私が先頭に立って職員に督励をし、今後ともじっくりと進めていきたいというふうに考えております。

次に、2点目、基本的な挨拶から見直す現状であると申してきたが、それらの確認や改善はあったのかとのお尋ねでございますが、これまでから、挨拶をするということは、まず、私自身が率先をして実践し、当然のこととして職員にも徹底して指導をしておりますが、どうしても仕事柄、職員は机に向かっている場合が多く、挨拶をするタイミングを逸してしまうということもあるのではないかとこのように思います。職員は、それぞれ挨拶をするという意識は持っている

思っております。しかし、現実として、まだまだ至らない面があり、さらに徹底した指導を所属長が行っていく必要があると考えております。

また、所属長みずからも率先して窓口などに気を配るなど、心構えが必要であると思っております。また、対応の基本中の基本である挨拶について、職員全員が、先ほどの1点目で申し上げました意識改革の取り組みの第1目標として位置づけ、さらに努力を続けることが必要であり、こうした中から変わったなと言ってもらえるような役場にしていきたいというふうに考えております。

次に、公共施設の民営化について、現在こういった協議がなされているのかについてお答えをいたします。

6月議会でお答えをした内容の繰り返しにもなりますが、議員がおっしゃいます公共施設等の民営化については、現在、指定管理や運営委託という民間活力を取り入れた取り組みは行っておりますが、さらに踏み込んだ、民営化も含めた民間活力の導入の検討は、まだ、できていないのが現状でございます。特に立地条件のよい公共施設は、民間企業も活用に意欲的であると言われておりますので、公共施設のあり方を検討する中で、与謝野町でも、そういった需要を生むことができるのか、また、それぞれの施設の運用形態に合致するのかを検討するべきであるとの認識は変わっておりません。

現在、与謝野町が管理をいたします公共施設の情報を公共施設台帳として集積をしており、その現状資料をもとに、さらなる現状分析資料である、公共施設白書の作成を、今年度中をめどに進めております。次年度以降に、その白書をもとに今後の適正な管理のあり方を検討していく段階に入り、国が求めています、公共施設総合管理計画を策定していくこととしておりますが、白書作成と並行をし、今後の管理手法の選択肢を広げていくためにも、民営化を含めた民間活力導入の可能性を探っていきたいというふうに思っております。

次に、ご質問の3番目、入札制度についてお答えをいたします。

まず、一つ目の現在の入札制度について町長の率直なお考えはについてお答えをいたします。

私が町長に就任をいたしましてから、指名委員会にも何度か出席をし、メンバーと協議をしたところでもございます。私が現在の入札制度に関して持っている印象といたしましては、平成25年に入札会を傍聴した際に、ほとんどの案件が抽せん落札で決定をしているという状況に、非常に違和感を覚えたということがございます。予定価格や最低制限価格を事前公表することのメリット及びデメリットの両方を勘案し、現在の入札制度をもって運用をしているわけですが、やはりほとんどの案件が抽せん決まってしまうという現状を、どうにかしたいという思いは否めません。その上で、二つ目の入札制度の見直しについてに関連をしてお答えをいたしますが、確かに議員ご指摘のように、入札制度は地域の状況や景気、物価、発注量などを踏まえた中で、改善が必要ではあると考えます。今まで議会でも入札制度について多くの議論が交わされてきましたが、予定価格及び最低制限価格を事前公表することで、結果として抽せん落札につながっているということは、私自身よく理解しております。

しかし、現在もテレビや新聞報道で後を絶たない入札絡みにおける贈収賄事件の原因は、予定価格や最低制限価格を知ろうとする動きに起因をしているというふうに思われます。いくらコンプライアンスや通報制度を徹底をしても、完全に、それらの芽をつむことは難しく、そういった

意味においては、前町長が掲げてこられた、透明性のある公正かつ公平な入札というものを実践するためには、事前公表は必要であるということも理解できます。

しかし、その一方で、抽せん落札を回避するための有効策が示せていないことも事実であります。完全な答えというものを導き出すことは非常に困難であると考えますが、透明性のある公正かつ公平な入札と抽せん落札の回避の双方を満たす方策について、指名委員会を通じ、研究を進めるよう指示をし、答えを出していきたいというふうに考えております。

入札制度の見直しに関しましては、非常に難解ではありますが、試験的であっても、平成26年度中には、私自身の思いもまとめた上で、新たな方向性を導き出したいと考えております。

次に三つ目の民間の意見を聞き反映されるようなシステムづくりについてお答えをいたします。

議員ご指摘のように、当町の指名委員会は副町長を中心に、工事などの発注を受け持つ担当課の課長により構成をされており、事務局は総務課が請け負っております。私自身は、広く民意に耳を傾けることはとても重要であると考えますし、その上で行政運営に生かせるものがあれば、それは採用していくべきであるというふうに考えます。しかしながら、この入札制度に関しましては、確かに広く意見を求め、さまざまな声をお聞かせいただくことは非常に重要であると考えますが、それが制度そのものに直接反映をされるべきかという点、少し違和感を持っております。

京都府やほかの先進地にも似た取り組みはされているようですが、それは学識経験者などにより監視委員会として構成をされた委員会であり、その方たちが特定の入札案件をピックアップをし、適切に執行されているかを確認するほか、入札制度に対して意見を述べるといった内容もあるようにお聞きをしておりますが、そのような場合、特定意見の強弱によって、結果、偏った方向になってしまう危険性もはらんでいると思いますので、そのあたりは慎重に考えていかなければならないと考えます。今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思います。

以上3点、入札制度に関してお答えをいたしました。今後も今以上にできることはないか、改めて研究を進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほど家城議員のご質問の中にありました、最低制限価格の設定根拠についても、現在当町が採用している新公契連モデル式ではなく、独自の算出根拠を採用している自治体もございますが、本来、最低制限価格とは対象となる工事を施工していただくに当たり、最低限の品質を確保するために必要なボーダーラインであり、この価格を下回るとした場合、適正な施工管理体制の確保や成果品が望めないとしたものであるため、その設定根拠には一定の理由が必要となることから、新公契連モデル式を採用するという事は、なるほど理解ができるものであると私自身は感じております。

しかしその一方で、私自身の思いといたしましては、その最低制限価格の設定根拠を特定の間人しか知り得ない状況、例えば、私しか知らない状況を確立させることが可能であるならば、そうしたことで、全ての責任を私自身が負うような状況をつくり出せるのではないかとというふうにも考えておりますので、具体的な方法が可能なかどうか、指名委員会に、これも研究するように指示をしているところでございます。

次に、4点目のご質問、選挙時には「とうまの政策」として、6項目の公約を掲げていたが、町長就任後5カ月が経過をする中、何を取り組まれ、何が変わり、何が変わっていくのか、将来に希望が見える答弁をについてお答えをいたします。

私がつくり出そうとしているのは、オール与謝野のチャレンジです。常に申し上げていますが、織物をはじめとする伝統産業、つやつやのお米をつくり出す農業、大切に保存をされてきた景観、この町がもつ輝きは、世界のどこに出しても恥じない、誇れるものでございます。しかしながら、長年の不況により衰えてきた地場産業や、歯どめがきかない人口流出により、地域の力は少しずつ衰えてきました。こうした現状を変えていくには、住民・議会・行政が一体となり、オール与謝野で、これまでためらってきたチャレンジをしていくことが何よりも大切であるというふうに考えております。

与謝野町民はチャレンジ精神にあふれています。そのことは既に、さきの選挙において証明をされているというふうに思っております。私は与謝野町の皆様とともにチャレンジを積み重ね、この町の未来を希望の光で照らすことができると、私はかたく信じているところでございます。そうした思いのもと、私は六つの政策を掲げ選挙に出馬をいたしました。

町長着任以後5カ月がたち、現在、それぞれの政策を実現していくために取り組みを進めているところでございます。重点分野として掲げました産業振興分野の与謝野ブランド戦略構想、交流人口促進分野における阿蘇ベイエリアの活性化構想については、第3期与謝野町産業振興会議を発足させるとともに、外部有識者を招聘するなど、具体的取り組みを進めるための土台を設定することができました。今後、スピード感をもち具体的プロジェクトを展開をしていきたいというふうに考えております。

また、福祉政策においては、子ども・子育て世代への積極的な支援を行っていくため、来年度中の機構改革に合わせ、現在、教育委員会、福祉課、保健課が担っている業務を一元化をし、サービス向上を行うため、仮称ではありますが「子ども支援課」を新設することに決めました。

その他、公約に係る事業については、既に実施をしているものもあり、可能性を探求している案件もございます。第2質問以降でお尋ねいただければと思います。

以上で、家城議員への私からの答弁とさせていただきます。

議 長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午前 9時52分）

（再開 午前 9時53分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

家城議員。

1 3 番（家城 功） それでは、まず、職員の意識改革、特に挨拶につきまして質問させていただきます。私を感じますところ、各課において積極的に取り組んでいただいているか。また、あまり感じられないかの温度差というのが非常にあるのではないかと感じております。この分野におきましては、改革につきまして、お金がかかる分野でも何でもございませぬ。意識だけの問題です。

そういった中で、やっぱり積極的に取り組んでいただいとる課と、そうでないというふうに感じられる課、各課、それぞれ取り組んでいただいているんだと思うんですが、我々から見ますと、そういうふうを感じる中で、やはり町長が一言言っていただくことで、徹底していただくことで、宣言していただくことで変わっていくのではないかなと。

やはり役場というのは、住民サービスの一番の拠点になります。そういったところに向いたときに、入りにくいなというような雰囲気では困るわけで、やはり職務中であろうが、自分の仕事

があろうが、人の気配がしたら振り返り、立つまでは言いませんが、振り返り笑顔で、「こんにちは」「おはようございます」といった挨拶が当たり前でできなければ、サービスとは言えないと私は思っております。その辺を含めまして、町長、ぜひ、この場で徹底するというお約束をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この挨拶によって庁舎を明るくしていく、職員の意識づけをしていくという点につきましては、私も家城議員と同様の考えでございます。この取り組みに関しましては、私が町長に就任をして以降、訓示、そして、朝礼などによって、その意識の徹底をするべく、職員にも訴えております。

こうしたことを続けていくことで、少しずつではあるかもしれませんが、職員の意識改革、あるいは挨拶によって明るい庁舎になったなというふうに言っただけのではないかというふうに思っておりますので、この点につきましては、常に意識をして取り組んでいきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） ぜひ、早急に進めていただきたいと、委員会でも各課長が説明に来られる中で、うちの課においては挨拶を徹底させていただいておりますと、それがまず第一の仕事だと思っておりますという課長もおられます。それぐらい、やはり町民の方が受けられるイメージというのは大きなものであり、私がちょっときつい言い方をしましたが、一体、何が変わったんだろうという中で、挨拶から変わっていけば、やはり町民の視線も変わってくるのではないかなと思っておりますので、ぜひ早急に実施をよろしくお願いします。

次に、意識改革にかかわりまして、各課の対応という部分で、各課においては住民サービスにおいて、さまざまな取り組みをしていただいております。非常に町民としては感謝している中で、なかなか取り組みの内容が伝わらないことが多いのではないかというのは、これは委員会をしておっても、例えば京都税機構の分野においても税機構自体が認識されていないんじゃないかなというような意見も委員会では出ております。

そういった中で、課長さんには行政の方が思っておられる感覚以上に、町民の方には伝わっていない部分が多いので、周知を徹底していただきたいというようなお願いはしとるわけですが、先日、有線テレビを見ておりますと、福祉課の臨時福祉給付金に係るコマーシャルを見ました。非常にわかりやすい内容で、職員の方がドラマ形式というか、実際のシミュレーションをした中でやっておられるコマーシャルを見させていただきまして、課長に確認をとりますと、課で相談をして課で企画をして、課の中でつくったということでございます。

最近の有線テレビ、私もちょくちょく意識して見るようにはしとるんですが、番組以外は、ほとんど文字放送でございます。私だけかもわかりませんが、3分見たら飽きます。やはり、そういった中で、せっかく有料でテレビを見ていただいとる中で、そういった各課の取り組みをいろいろと紹介されていけば、やはりそのテレビの前にくぎづけではないですけども、見ていただける時間がふえてくるのではないかなと、そういったものを見ていただく中で、職員の方が、こういう努力をされとるとか、こういう取り組みをされとるといような理解も得られるのではないかなというふうに感じております。

そういった中で、各課でも、そういったアイデアを当然、出し合っていたかんなんとは思いますが、今、やられております各課連携の中での取り組みでも、そういうものを採用していかれるべきではないかなというふうに感じておりますが、それが住民サービスへの最大の大前提ではないかなというふうに感じております。ぜひ、そういったことも指導していただきたいと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 家城議員がご提案をされていますのは、有線テレビを使った各課の取り組みを、より積極的に紹介をしていくべきなんではないかということであろうというふうに思っております。

私自身、福祉課が作成をいたしました、その番組放送については拝見をし、また、いろんな是非も含めて反響があったというふうに認識をしております。今後、有線テレビを活用しながら、各課の取り組みをいかにPRしていくことができるのか。あるいは、住民にわかりやすく説明をすることができるのか、そうしたことは取り組んでいかなければならない点であろうというふうに思っております。

また、私自身も町長として、どのような仕事をしているのか、あるいは住民の皆さんからの意見に対しまして、どういう、私自身の意見を持っているのかといったことも含めて番組化していきたいなというように、現在、考えておまして、もうしばらくお待ちいただく中で、その取り組みは見ていくのではないかなというふうに思っておりますので、検討課題とさせていただきたいと思えます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） ぜひとも、先ほども言いましたが、町民の方の認識と、職員さん、また、我々議員との認識には非常に差があり、ここまで説明すればわかっていただけのではないかなという範囲では全く伝わらない部分も多いということを前提に置いていただきまして、いかに行政サービスを伝えていくかということも、今後、課題にしていいただければと思います。

次に、財政面におきまして、学校建設に係ることを述べさせていただきました。答弁が、通告には町長だけで、私は町長の思いを聞かせてほしかったもので、答弁者には書いておりませんが、答弁がなかったわけですが、当町の子供の数におきましては、今後、減少することは、教育委員会の資料におきましても明確なことでございます。これは財政面での話をさせていただいております。そういった中で、子育て会議や加悦中学校建設検討委員会など、民意を取り入れた取り組みが進められているということは当然、理解はしております。

しかしながら、財政を考えますと、例えば、加悦中学校は、当初の、本当の当初の計画時には約17億円、途中から20億円にかわり、実施設計の予算の審議のときには24億円ということで、約7億円の上乗せがございます。

議会において、これは当然、承認はされとるわけですが、今回の入札会が流れたことによって、一部工事の変更、すなわち外観整備においては別発注になるというご説明をお聞きしております。結果的には、約2億円、3億円ぐらいの上乗せがあるのではないかなというふうに感じております。

少し大げさな言い方にはなりますけども、当初から約10億円のお金がふえる、そうであれば

今後、予定されております旧町各1カ所の認定こども園、これにも大体10億円から5億円の間
の予算がかかるのではないかなというふうに計算させていただきますと、合計すれば60億円か
ら70億円の事業になるのではないかなというふうに考えております。

たとえ合併特例債という有利な起債であれ、借金にかわりは全くございません。今後の町財政
を考えれば、幼・小・中一貫した教育施設を町のどこか1カ所に建ててというようなことも協議
することが大事ではないかなと、入札ばかりを、一度決まったから、必ずそのとおりにやらなけ
ればいけないというような感じに受けとめられますが、私はやはり一度決まっても、やはり
見直すときには見直していく、変えていくということも大事ではないかと思っておりますが、そ
の辺、町長いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 家城議員がご質問をされております、加悦中学校の案件につきましては、現在、
告示をして、その募集をしているところでございます。この募集の結果が、どうなるかによりま
して、今後の進め方が変わってくるのではないかなというふうに思っておりますが、いずれにい
たしましても、加悦中学校の建設につきましては、私自身、子供たちにとって安心・安全な教育
環境を整備をしていきたいという思いから進めていきたいというふうに考えているところでござ
います。

また、行財政改革、行財政分野からのご質問であります、先ほど第1答弁でも申し上げまし
たように、現在、町が保有をしております公共施設、約160ほどあるんですけれども、そのマ
ネジメントをしている最中でございます。こうした結果を受け、これからの与謝野町にとって公
共施設がどうあるべきか、そうしたことを具体的に検討していきたいというふうに考えていると
ころでございます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） おっしゃるとおりの答弁ではあるんですが、安心・安全も、もちろん一番大事で
す。しかしながら、この財政につきましては、企画財政課から、この前も資料をいただきました
が、非常に見通しが暗い、見にくいというよりも暗い財政状況であります。

たとえ、先ほども言いましたが合併特例債という、交付税参入が率が高い借り入れにおきまし
ても借金にかわりはありません。それを最後、結果的に引き継ぐのは誰だろうと考えた場合、や
はり子供たちになってくるわけです。町を担う子供たちに負担を残していかんなんということ
でございます。そういった中で、するしないは別として、なぜ一度も、そういった協議がされずに、
また、新たな入札の準備がされているのかということに、私は不満を感じております。

やはり、できるかできないかは別として、話し合ったか、話し合っていないかというところが一
番大事ではないかなというふうに感じております。そういった中で、再度、町長のお考えをお聞
きしますが、なぜ一回も、こういったことがテーブルに上がらずに、入札だけが進められている
のか、その辺をお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この加悦中学校の建設につきましては、先ほど家城議員もご紹介をいただきまし
たとおり、設計にかかる、例えば住民の意見を聴取していく、あるいは意見の反映を目指し会議
を回していく。そうした背景があつというふうに思っております。

そうした民主的な議論が行われた結果、加悦中学校の建設については、実行していくべきであろうというふうな結論が出されてきたというふうに私自身は考えておりました、その会議内容については、詳細自体を私自身、把握をしておりませんので、先ほど、家城議員がおっしゃいました検討がなされたのかどうかについては、私のほうから申し上げれることはないのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、私は、先ほども申し上げましたように、加悦中学校の建設については、実行すべきであるという方針の中で、現在の入札の結果を待っているというところでございますので、この点には、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 平行線になりますんで、次に行かせていただきますが、入札につきまして、先ほどご答弁をいただきました。最低制限価格につきましては、1回目の質問でも言いましたように、総務常任委員会におきまして研究、協議をした結果、やはり行政に一度試験的でもいいので実施をするようにという、これは提言をさせていただいております。そういった中で全くベター、今がベター、その答弁の一点張りで、変える気もございません。町長も認識されておりますように、抽せんによる落札というのは、確かに抽せんも公平な手段と考えれば、考えられるのかもわかりませんが、この入札制度全体を見たときには、やはり僕は、その入札自体が抽せんが決まるということは、公平性には欠けてくるのではないかなという思いがございます。

そういった中で、例えば前堀口副町長がずっとベターというような話をされておりましたが、引き継ぎの中で町長に申し送りが、一回は、こういうことを取り組まれることも必要ではないですかというような引き継ぎがあったのかということ。

それから、委員会決定で提言をさせていただいておる分野において、やはり取り組まれないということは、全く委員会の結論を軽視されておるのではないかなと、きつい言い方になりますが、やはりもっと、なぜ、議会が、こういった提言をさせていただくのかということを考えていただかないとだめではないかなと。

以前の質問の中でも、私は副町長にも言いました。変えようという意識の中で話し合いをしていただかないと変わりません。変えないでおこうという前提の中で会議をされても、何も進歩はございませんという発言をさせていただいておりますが、変えようという意識の中で会議は進んでないと私は理解しておりますが、その辺のお考え。

それから、試験的にも取り組んでいただきたいということでございますが、この平成26年度中にもできるのかどうかという3点を、お答えいただきたいと思えます。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） まず、第1点目の引き継ぎがあったのかどうかにつきましては、私と前太田町長との間の中で、この入札制度については、不断の努力をしていくべきであろうという引き継ぎがございました。

また、先ほど家城議員がおっしゃいましたように、変えようとしなければ変わらない。変わらないという前提で議論をするのか、あるいは変えようという気持ちの中で議論をするのか、その結果はおのずと違ってくるといふふうに考えておりました、これは第3点目の質問にも絡んでくるというふうに思っておりますが、私自身は、先ほど申し上げましたように、平成26年度中に

は、この入札制度を見直していきたいという、変えようという気持ちの中で指名委員会についても議論を行っているという認識でありますので、そうしたようにご理解をいただければというふうに思います。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） ぜひ、入札制度につきましては、早急に変えるという意識の中で、また先ほど1回目の質問でも言いましたが、私は、この最低制限価格の事前公表につきましては、担当者の方は業者も守るんだという答えも聞いておりますが、私は個人的には、ほとんどが行政の職員を守るためのルールだと理解しております。

そういった中で、そっち側の方が協議をされるだけでは、やはり答えは一緒ではないかなと思っております。そういった思いの中で業者、また、経験者等のお話も聞いていただいて、民意を取り入れた改革をしていっていただきたいと、それが、入札のよりよい制度につながる、私は取り組みだと思っております。

何も全てを変えてしまえというような思いはございません。ただ、抽せんでしか決まらない落札というのに、私は非常に不安と不満を感じております。やはりその辺は徹底して見直していただく、協議していただく、先ほどから学校の財政に係る学校の話、また、基本的な職員さんの話も含めまして、やはり徹底した話し合いをするかということが大事だと思います。結果は、それにつながってくるものであって、やったかやってないかというのは、取り組んで、話し合ったか話し合っていないかというのが一番大事だと僕は思っております。その分野をやはり一回目の質問の中できつい言い方をしましたが、何が変わったんだろうと、今後どう変わっていくだろうかなという思いにつながっていつてしまうのではないかなと。

やはり若い町長、バイタリティあふれた中で、やっぱり変えていくんだよという意思を前面に出していただいて、とにかく話し合っていていただく、協議していただく、その中で新しい未来を見出していただく、そういったことが、私は町長に望んでおりますが、いま一度、決意がありましたらお願いします。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 非常に長いご質問でありましたので、もし抜けている点がありましたら、ご指摘をいただければというふうに思います。

まず、入札制度に広く有識者、あるいは企業、住民の声を反映をしていくべきではないかというご質問でございますが、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、一つの提案と受けとめ協議をしていきたいと、調査をしていきたいというふうに思っております。

また、先ほどありましたように、変えていくんだという気持ちの中で、どのような変え方をしていくのか。あるいは実際、変えていくために、どういうふうに行うしていかなければならないのか、そうした非常に大きな視点でのご質問をいただきましたが、私が今現在、一つの変わり目であるというふうに認識をしておりますのは、来年度の当初予算であるというふうに思っております。

通年であれば、11月の初旬に予算編成の方針が出され、そして各課での協議があり、そして、理事者の予算査定があるという流れの中で、予算というものは決まっていくというふうに認識をしております。

しかしながら、私、初めての当初予算編成ということになりますので、11月の予算編成方針を出す前に、私の思いを各課に投げた上で調整、そして、協議をしていきたいというふうに思っておりますので、そうした予算編成方針を出す前の期間、すなわち9月、10月というのは、私と各課、部署が、非常にひざを突き合わせた中で議論を闘わせるという状況になるかというふうに思っておりますので、そうした中で一つの大きな方向性の中で、皆さん方に変わったなというか、よりよい町になったなというように思われるように、予算編成を取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、その点につきましては、議員の皆様方につきましても、建設的な意見、または、ご提案をいただければなというふうに思っております。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） ぜひ、若い、若い若いってばかりにするわけじゃないです。尊敬の意味も込めまして、若い町長がやる気を持ってやっていただければ、我々議会も、もう一つの車輪としてかみ合って回っていきけるのではないかなというふうに思っております。

やはり町長に期待をされている方、町民の方多くおられます。やっぱりそれに対して結果を出していく、町長がかわられて、これだけ変わっていったんだなという、目に見えた、やっぱりまちづくりをしていっていただきたいなと思っております。

政策について、ちょっと触れさせていただこうと思いましたが、余り時間がないので、2、3だけお聞きいたします。

六つの政策を掲げられております。徐々に今から、いろんな事業も含め、取り組まれていくというようなことですが、ちょっと理解ができてないのか、私の認識不足なのか、例えば産業振興におきましては、与謝野ブランドの確立ということで、産業振興会議のほうを進められていくと、この「とうまの政策」の解説には、日本市場だけでなく世界市場も視野に入れながら、トップセールスを行っていくというふうにあるわけですが、具体的に思いというのは、どういった内容なんでしょうか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 私が六つの政策の中で、産業面で取り上げましたのは、その1点だけではございませんが、その点に限って申し上げますと、これは本当に6月の定例議会の中でも何度も言ったことではありますが、この地域というのは、どこまでいっても、私は、ものづくりの地域であるというふうに思っております。

このものづくりを支えている技術というものは、各分野において非常に高いものがあるというふうに思っておりますので、そうした技術、そして、ものづくりを日本国内のみならず世界に発信をしていきたいという思いで、そのトップセールスを行っていくということを申し上げたところでございます。しかしながら、私自身が、こうした大きな方針を掲げるだけでは実際の実現にはなっていきません。

そうした中で、与謝野町産業振興会議を一つの、そうした民間企業との議論の場に据えて、実質実のなるような成果が出せるように調整をしていきたいというふうに思っておりますので、この点についても議員の皆様方の温かいご支援、そしてまた、ご注目をいただければなというふうに思っております。

議長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） なかなか、6月にも私、質問でも言いましたが、ブランドをつくるということは、なかなか簡単そうで難しい分野でございます。ぜひとも答えが正しい方向に出てくるように期待はさせていただきますが、時間がないので、次に。

観光振興交流人口の事業として、阿蘇シーサイドパーク周辺の交流人口を促進地域として位置づけと、再開発をしていくというようなことでございますが、中身もちょっと聞きたかったんですが、もう1分ですので、ちょっと大事な部分で、子育て支援の部分を最後お聞きして終わらせていただきますが。保育料の引き下げという言葉が町長のお話の中にも何回も出ておりますし、この政策にも書いてあります。保育料につきましては、現状でもいいので保育時間の延長を見直してほしいなというような声をよくお聞きします。

今現在4時までが、一応基本の時間になっておりまして、よそではもう5時半、6時が当たり前の保育になっております。そういった中で、料金の引き下げも当然、視野には入れていただかんなんのですけども、そういった協議は、今されておるのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま、家城議員からご質問いただきました、子ども・子育て支援の関係、保育料の設定のあり方、あるいは時間の延長を、どのように進めていくのかにつきましても、先ほど申し上げたように、来年度の予算編成を進めていく上での福祉課との一つの大きな協議事項になってくるだろうというふうに思っておりますし、そうした中で方向性を出していきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） このピラですね、公約が書いてある、ちょっと小さいですけども。

議 長（今田博文） 家城議員、時間になってますので、手短かにお願いします。

1 3 番（家城 功） 実現できれば、素晴らしいことだと思っておりますし、公約ですので実現に向けて一生懸命取り組んでいただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

議 長（今田博文） これで、家城功議員の一般質問を終わります。

次に、1 2 番、有吉正議員の一般質問を許します。

有吉議員。

1 2 番（有吉 正） それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、庁舎統合への道筋、それから、太田町政との約束、町道大門線、水路改修の具現化という2点を質問させていただきます。

9月1日の全員協議会で、機構改革案が説明をされました。先日、新聞報道にも、この案が掲載をされておりました。しかし、あえて将来に向けて、この質問をさせていただきます。

平成18年3月、旧3町が合併して与謝野町となりました。合併後10年間は旧町の交付税が維持されますが、11年目より段階的に5年間かけて減額されるというふうに聞いております。また、認識をしております。前太田町長も庁舎統合に向けて職員間のワーキンググループをつくり、加悦本庁舎案を提案をされました。その後、民間委員による検討委員会が設けられ、その結論も出されました。それ以来、この庁舎統合については動いておりません。

与謝野町より2年早く合併された市が財政難で国に要望をしているという、昨年、報道がありました。増田元総務大臣らがしておられます民間研究機関（日本創成会議）が全国1,800自

治体のうち896市町村が、2040年までに消滅するかもしれないと、このような試算をまとめておられます。

与謝野町も平成27年度、来年で合併10年を迎えます。できる限り早く庁舎を統合して、できる限り住民サービスは減らさない、そういったことが住民の幸せにつながると、私は考えております。庁舎統合への道筋を、山添町長に質問をいたします。

2点目の質問でございます。太田町政との約束である町道大門線、水路等の改修の具現化についてお尋ねをいたします。6月議会で町道大門線、水路改修の緊急を要するという事を町長に質問をいたしました。

担当課と議論を深め、住民要望に応えるとの山添町長のご答弁でございました。町長は忙しい、大変このように思います。お忙しい中、議論を深められたと思います。その具現化に向けた予算はいつごろになるのか、質問をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、有吉議員のご質問の1番目、庁舎統合への道筋について、お答えをいたします。

庁舎統合につきましては、太田前町長が平成23年4月に加悦庁舎に集約をする案を提案をされ、住民説明会、町政懇談会、議会など、さまざまな議論を経て、平成24年1月に庁舎統合検討委員会が設置をされました。

この検討委員会でも9回にわたり熱心な議論を経て、平成24年11月に答申を出されており、その一つとして、庁舎統合に異論はないこと。二つ目に、町が提案をしたたたき台は見直すこと。そして、三つ目に庁舎統合について引き続き議論すること。そして4点目に、野田川庁舎本館は早急に閉鎖をし、機構改革を含む課の再配置を行うことを示されました。そのことは、皆様も、また、住民の皆様も記憶に新しいところではないかというふうに思います。

ご指摘の総合庁舎化の必要性は、私も認識をしておりますし、まちづくり全体を考えた上で、町民の皆様方と一緒にあって、4年間で総合庁舎化の方向性を出すことを町長選挙のときにお約束をまいりました。

議員がおっしゃるように、庁舎を統合すれば、一つの庁舎でワンストップサービスが可能となり、行政の効率化、庁舎管理経費の節減、職員の集中による専門性や高度な行政サービスの提供などのメリットは考えられますが、その一方で、庁舎が遠くなる。あるいは、防災体制を考えると分庁舎の方がいいという意見も庁舎統合検討委員会でも出されておまして、一部分は住民サービスの低下にもつながるといった可能性があることから、庁舎統合と住民サービスとは相反する要件でもあるとも認識をしております。

こうした観点からも、庁舎統合については慎重に進めていく必要があります。まずは、安全面から野田川庁舎の本館の閉鎖を早急に実施をすることを最優先事項といたしまして、平成27年度中には野田川町庁舎本館の閉鎖、並びに時代に即した安心・安全、子育て支援などの機構改革を実施をまいりたいというふうに考えております。

それと並行いたしまして、議会や住民の皆様方と一緒に、将来に向けた総合庁舎化の可能

性を探りつつ、防災面をはじめ住民サービスが低下をする要因を一つ一つ解消をしながら、今後の4年間で住民合意が得られる一定の方向性を出せるよう努力をしまいいりたいというふうに考えております。

次に、2番目のご質問であります、太田町政との約束、町道岩屋大門線、水路改修の具現化についてお答えをいたします。

町道岩屋大門線は、平成3年6月に町道認定をされております。当時、どのような目的で認定をされたのか定かではありませんが、現状から申し上げますと、近隣には高齢者・障害者の皆さんが入所をされております福祉の里があります。幹線道路として整備をしております岩屋川線には、歩行者の安全を確保する歩道がないことから、町道岩屋大門線は、町道庄内線と町道向岩屋本線を結ぶ路線であると同時に、岩屋川線と平行に走る道路であることから、高齢者・障害者の避難路、あるいは、歩行者の安全を確保する道路として位置づけられるものであるというふうに思います。町といたしましては、幹線道路の岩屋川線の整備を優先事項として考えておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに考えております。

次に、水路改修の具現化について、お答えをします。

雲岩公園付近から流出水については、住宅地部分については整備ができていますが、その流末については整備ができておりません。流末部分については、農業地域を抱えておりますことから、町道整備の際には水路形態が変わる可能性を含んでいるためでございます。

したがって、水路改修についても町道整備と同時進行で検討することが適切な方法と考えているところでございます。

以上で、有吉議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） 町道大門線のほうから、もうしばらくということで、考えさせてほしいと、待つてほしいということでございます。

あの周辺は、農地もございまして、もちろん今、町長がおっしゃられたように、福祉の里、特養老人ホームと障害者施設があるわけでございます。また、近くには雲岩公園もあります。一つ町道認定をする、あるいは町道ができることによって、ある意味、農地も守れると、今、非常に耕作の方がなくなって、水路整備、あるいは、今、機械が大型化されております。軽トラックではなければ稲刈りのコンバインも入れないというのが今の現状でございます。

そういった中、これをするによって、いろんなことが考えられるだろうと、整備がね、環境整備、これも大事ですね。どういった農業でもうけるかということも大事なんですけども、そういった農業をする環境整備を少しでも進めるということも大事だと私は考えます。これはね、もうぜひ、もう来年度には向けて考えていただきたいと、そうしなければ、守ることも守れないことが起きるのではないかと、私も精いっぱい、議員として頑張ってまいりたいと思いますのでね、町長、一つこれはぜひ考えていただきたいと、このように思います。まずこの1点お願いします。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 有吉議員がおっしゃいますように、そうした取り組みをしていくことで、農業の側面からも農業振興ができていくんじゃないかということにつきましては、私自身も認識をして

おりますので、農林課、そして、建設課とともにどのような策が講じることができるのかについて協議をしてみたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） ぜひこれは、よろしくお願ひしたい。お願ひ申し上げておきます。

庁舎統合への道筋でございますけれども、町長おっしゃられました4年間をかけて、今までの懸案だった野田川のね、古い庁舎のほうを取り壊すと、これはこれでいいと思いますし、三つの地域振興課、それぞれを廃止して新設する安心・安全課、子育て支援課、それからCATVセンター、こういうふうな、せんだっての機構改革案、私はこれはこれでいいと思っています。

また、新しい政策を自分が項目に上げておられた、公約の中の一つでも進めていこうと、私もそういうふう感じておりますし、それは住民の皆さん方も、なるほどなというふうに思っておられるのではないかとこのように思います。

ただ、平成27年度中というのではなくて、やはり少しでも早く、これを実現されるならば、やっぱり早く実現される。そして一番大事なことは、総合庁舎化というのは、これ必ず、私は必要となってくる。議員の皆さん方は、いろいろと住民の方々の思いや負託を受けておられますので非常に難しいところもあるかとは思いますが、やはり住民の皆さん方の幸せのためにも、あるいはサービスを落とさないためにも、私は必ずしていかなければならない。

先ほど町長が言われたデメリット、庁舎が遠くなる。確かに、そういうことがあると思います。ただ、私は一般の方が、窓口さえあれば、今は大抵のことは窓口で済ますことができると、このように思っております。

分庁舎ですから、福祉課なら加悦、商工観光課は本庁舎ですね、それから、税務課は野田川と、今は、こういうことになっておるわけですけども、大抵のことは窓口さえあればできるであろうと、私は、一般の方は、そのようにお考えではないかなと、私はそう思っております。

もう1点、防災体制、これも大事なことであります。私は、これは行政の皆さん方、知恵を出していただければ、防災体制についてもクリアできるのではないかと、私は、このように考えております。一つ町長、再度ね、この点についてのご意見をお伺ひしたいと、このように思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 6月の定例会の際に有吉議員から、この件につきまして、ご提案を、ご質問を受けた際には、この機構改革の修正案については、まだ、公表ができない段階でございました。

しかしながら、6月定例会が終わり9月定例会に向けて協議をする。そうしたこともありまして、今回、機構改革修正案については、ご提案をさせていただいた次第でございます。

総合庁舎化に向けて検討に入るという段階より前に、やはりこの機構改革をきっちりとやっていくことが、その土台になるというふうに考えておりますので、平成27年度中、できれば早い段階で実現をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） それこそ、一つ一つ大変でしょうけども、実現できるところは実現していただけて、これは町道大門線、水路も同じでございます。大きな問題ではないかもしれませんが、

ぜひ実現をしていただきたい。

それから、機構改革は、私は、これで別にいいのではないかなと思っております。しかし、4年先、庁舎統合するならば、やはり住民の方々に早く訴えていって、議員も理解して、なぜ必要なのか、そういったことをやっぱり行政も住民の方に訴えていく必要があるでしょう。

それから、我々議員も住民の方を説得する必要があるでしょう。また不安を取り除く必要もあると思います。そういったことをお願いを申し上げておきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（今田博文） これで、有吉正議員の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩します。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前11時00分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、10番、塩見晋議員の一般質問を許します。

塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、通告に基づき2件の一般質問をいたします。

最初に町政懇談会の質問をいたします。平成26年度の町政懇談会は、町長以下、全課長が出席をして7月1日、滝公民館より始まり、8月5日の石川公民館まで、11の会場で開催されました。各地域で行われた懇談会は、多くの住民の要望や意見・提案などの発言があり、町政全般について、参加者との有意義な意見交換ができたのではと思っております。

私も、できる限り傍聴に行き、地域の方々の行政に対する思いや要望など、聞かせていただきました。その中でKYTのネットの問題、学校の再編成、町長が新しく打ち出されたブランド戦略、それから庁舎統合、そして、将来の人口問題などは複数の会場で質問があったと思っております。懇談会を聞かせていただき感じたことは、新人の若い町長に対する大きな期待感が見受けられました。ある会場では、質問に答えて町長自身も、今まで回った中では、若さを支えてやろうという思いを感じたと話をしておられました。随所で教育と産業振興を重点にしていきたい、新しいまちづくりを始めたいという発言も多くありました。これらの住民の思いを今後の町政にどのように応えていかれるのか、現在のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、織物業の振興策について質問をいたします。私は、前回の6月定例会の一般質問で産業振興について質問をしましたが、町長は、その中で与謝野町で誇れるものは伝統産業の織物と農業を上げておられました。また、さきの町政懇談会の中でも織物業の振興についての話題も出ておりました。前回の一般質問でも産業振興のための具体的な取り組みをお聞きしましたが、施策については余りお答え願えませんでしたので、もう少しお聞きしたいと思います。

前回も述べましたが、織物業は与謝野町における産業では、就業人口、生産額において、依然として大きな規模であります。既に皆様ご存じのとおり、業界の現状は、全体的には需要の減少と経済性、低賃金であります。これに伴う低工賃であります。これに伴う構造的な問題もあり、20数年間縮小を続け、今では高齢化が進み後継者も育たず、産地としての機能を失うような状況にまでなっております。

そこで、織物業の振興策、業界の将来の見通し、伝統産業への支援策、現行の補助制度と、新

たな補助制度の取り組み、そして、家内労働法による最低工賃の改正の対応などについて、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、最初の質問を終わりといたします。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 塩見議員のご質問の1番目、町政懇談会の総括についてお答えをいたします。

7月1日から8月5日までの期間、町内11カ所におきまして、平成26年度町政懇談会を開催をいたしました。私の着任以後、初の開催であったことから、テーマは絞らず、私が掲げております、まちづくりの方針や私の選挙公約が6月の補正予算編成に、どのように反映をされているかなど、説明をさせていただきました。延べ407名の皆様方にご出席いただき、議員のご指摘のとおり有線テレビ、学校統合、ブランド戦略、人口問題など、多くのご質問やご意見をいただきました。また、私自身に対する大きな期待感も感じましたし、そのご期待に沿うため、できる限りの努力をしていくと決意した次第でございます。

教育と産業振興を重点にしていきたいと発言があったが、住民の思いを今後の町政にどう応えていかれるのかを、考えをお聞きしたいというご質問をいただいております。選挙のときに掲げた、それぞれの分野におけるビジョンや政策を実現していくことが住民の皆さんの思いにお応えするということであるというふうに考えております。また、それらの政策が深みのある政策実現になっていくためには、住民の皆様方との協働が必要不可欠であるというふうに考えているところでございます。

次に、2番目のご質問であります織物業の振興策についてお答えをいたします。まず、現在、実施をしております織物振興策につきましては、織物事業者が置かれている後継者不足や織り手不足の現状を少しでも解消をしていくため、今年度から織物技能訓練センターにおいて、織機の操作や糸の扱い方など、初歩的な技術を身につけていただける講座を、与謝野町の商工会の織物技術指導員を中心に、町内機業者を対象として実施をしております。また、町内の機業者を対象に織機にかかる調整や修理などに対する支援も継続して商工会に助成を行っており、毎年、多くの機業者の皆様方にご利用をいただいているところでございます。このように現行の織物振興策については、与謝野町商工会と歩調を合わせて取り組んでいるところでございます。

一方で、業界の将来見通し、伝統産業への支援策、家内の労働法による最低工賃改正に対する私の見解を申し述べておきますと、議員ご承知のとおり、丹後の織物産地全体が織り手の高齢化や後継者不足、販売の低迷などにより、徐々に生産量も減少しているのが状況であり、メーカーである西陣や室町、京都府においても同様な危惧がなされているところでございます。以前から京都府へは、近隣市町や織物関連機関と意思疎通を図りながら、機会あるごとに織物に関する支援をお願いをしてまいりました。

その結果、今年度から京都府において伝統産業に特化した設備の新設・改修などの支援制度が創設をされましたが、単年度での運用であることから、引き続き平成27年度も継続をしていただけるよう京丹後市や丹後織物工業組合、商工会などとの連名で要望書を提出をしているところでございます。

さらには、私の重点政策である「新しい視点での産業振興策」として、先般、第3期の産業振

興会議を発足をさせ、新たな展開に向け進み始めましたので、議員の皆様にもご意見をいただければというふうに考えているところでございます。

最後に、家内労働法による最低工賃改正の対応についてのお尋ねでございますが、経過といたしましては、丹後織物工業組合から最低賃金改定の申し出を西陣織物工業組合とともに京都労働局に提出をされ、メーカーや代理店、受託者など、利害関係のある団体との調整が図られてきたところでございます。これによりまして、平成13年に制定をされた現在の最低工賃が、13年ぶりにアップ改定の運びになったことは、関係者の努力に敬意を表しますとともに、一定の評価ができるというふうに認識をしております。

しかしながら、議員のご指摘のように、さまざまな問題点も出てこようかと考えております。現在の工賃は、高度な技術が必要か、簡単な技術でもいいものかの区別によって、工賃が決まっているようでございます。特に、高齢従事者の多い丹後では、簡単な技術で織れる製品を望む方が多く、その分、工賃も低く設定をされております。この低い工賃を最低工賃まで引き上げるとなると、技術の必要な製品の工賃も相当額アップさせなければならないこととなります。

そうなりますと、議員のご指摘のとおり、親機や代行店の負担もかなりの額となり、どうやって工賃を引き上げるかということが問題になるのではないかなと思っております。もちろん京都市内の西陣や室町が、最低工賃のアップを見込んだ金額で取引をしていただければ問題がないわけですが、なかなかそのようなことにはならないというのが、多くの見方としてあるようでございます。また、工賃を引き上げる以上、それなりの技術が要る製品の製造を求められたりする可能性も十分あるのではないかと考えているところでございます。

このように、さまざまな問題点を含んでいるというふうに思いますが、賃機業者の方々には13年ぶりのアップ改定となり、アベノミクス効果をはじめ、消費税の引き上げ問題なども考えますときに、織物業を継続させていくためには、工賃のアップは必要条件であると考えております。

しかしながら、この法律どおりに実行されるよう期待したいところでございますが、10月からの実施にはさまざまな角度から注視をしなければならないというふうに考えております。また、議員のご承知のとおり、家内労働法は、家内労働者の生活の安定に資することを目的とし、工賃及び最低工賃、安全及び衛生、家内労働に関する審議機関、罰則などを定めた法律でございまして、家内労働者の労働条件の改善を図るために必要な法律であり、仕事を家内労働者に委託をする者は、これを尊重し、法の趣旨に基づいて実行しなければならないというふうに認識をしております。

以上で、塩見議員のご答弁とさせていただきたいと思いますが、詳細の質問については、第2質問以降、いただければというふうに思います。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） はい。ありがとうございます。

特に二つ目の織物業の振興策については、まだ、私が踏み込んでないところまで答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、町政懇談会のほうを、先に2回目の質問を始めたいと思います。

いろんな問題が出ました中で、何点か、私が、ここに最初に書いておりましたことについて、

全てではありませんが、お尋ねしたいと思います。まず、KYTの関係です。放送の中ではプライバシーの問題提起とか、少し気になると思うようなこともありました。それから、ネットのほうについては、余りにも遅いので、NTTとかね、そういう民間業者に運営を任せたらとかいうような意見もあったように思います。現実のところ、この回線については8月25日ですか、通信容量を1.5倍にするという工事の完了で、私もネットをやってみまして、確かに早くなったなということは実感しておりますので、ここら辺は大体、一応ですけども、解消できているのかなというふうに思っておりますので、これは置いておきまして、ブランド戦略について、お尋ねしたいと思います。

先ほど町長もおっしゃいましたけども、過日の産業振興会議の立ち上げで、実行に向けて一歩を踏み出したと、こういうわけですが、さきの懇談会でもブランド戦略を通じて織物などを活性化させるというふうな言葉も聞かせていただきました。そういうことで、期待をしているのですが、町長の思われるブランド戦略の核心というんですか、一番はこれなんだというものは何でしょうか。その点をお尋ねしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 塩見議員のご質問であります、ブランド戦略の一つの核心、大きな目的は何かという質問でございますが、これについては、私、6月の定例会においても発言をしてきましたけれども、この与謝野町といいますのは、ものづくりの中でも素材を非常に提供している産地であるというふうに思っておりますので、この素材に付加価値をつけることができる。そうした努力、あるいは取り組みが求められていくであろうというふうに思っております、それが一つの、私、与謝野町のブランド戦略を構想する場合に必要なようになってくることだろうというふうに思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） わかりました。やはりものづくりが一番基本ということで、町長が世界に売り出す戦略、もしくは人づくり、そういう方向でおっしゃっていただけるかなと思ったんですけど、やはりものづくりを基本としてやっていくということで、よくわかりました。

その中で、これも町政懇談会の中でお聞きした言葉なんですけど、みんなの知恵や技術が響き合い、新しい価値観が生まれる町をつくりたいと、こういう発言が2カ所ぐらいであったというふうに私は記憶しているんですけど、この言葉としては確かに理解できるんですけども、この意味が、もうひとつよく、自分自身、理解できませんので、どういう思いで、この言葉をおっしゃったのか、もう少しすみ砕いて教えていただけませんか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど、議員がご指摘をいただきました、みんなの知恵や技術が響き合う、そして新しい価値観を生み出すことができる町といいますのは、私が選挙のときに掲げていた一つのまちづくりの大きなビジョンでございます。

この意味につきましては、広く解釈をできるのかなというふうに思っておりますが、一つの肝は、やはり先ほど申し上げました、この地域というのは織物分野、農業分野に限らず、多くのものづくり分野で成り立っている地域であるというふうに思っておりますので、そうしたものづくりに従事をされる方々が、これまで以上に付加価値をつけて自分たちで販路を開拓する。

あるいは、もう少し違った角度のチャレンジをしていけるような町になれば、より新しい価値観が生まれてくるのではないかなというふうに思っておりまして、こうした循環に入ること、まちづくりが、よい方向性に向いていくのではないかなというふうに思っておりまして、そうした意味を込めた言葉でございます。

しかしながら、非常に理念的な言葉でありまして、この理念を実現していくためには、やはり、この理念に基づいて、どのような施策が生み出していけるのか、どのような施策を実現していくのかといったところまで、私自身が提案をしていかないと、なかなか実感としては、住民の皆様方としては、とらえづらいつころがあるのかなというふうに思っておりまして、先ほどから申し上げているように、来年度の当初予算が、その一つの評価の判断になるだろうというふうに思っておりますので、先ほど申し上げた、みんなの知恵や技術が響き合い、新しい価値観が生まれることが、生み出せるまちづくりをしていくための政策を提案していきたいなというふうに思っておりますので、その際に、より具体的にわかっていただけるのではないかなというふうに思っています。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 町長のおっしゃることは、そうなんかなというふうに受けとめました、この価値観というのが、なかなか理解しづらくて、その価値観が生まれるということは、専ら個人がどう思うかによって、価値観というのは、それぞれ変わってきますし、それから、それも固定したもんじゃなしに、いろんな経験とか、そういうものをするによって、いろんな広がりを持ったり、それから全然、変わったり、きのうまでよかったな、これはいいんだと思う価値観が変わったり、そういうことは往々にしてあることで、それは個々が、個々の人間、人間というか、その人がですね、自分で自分の感覚で見つけていくというんか、そういうものではないかなというふうに思っておりまして、そうなるように予算をつくるとか、何とかというのは、先ほどおっしゃいましたけれども、人から価値観を押しつけられても、それは結果的に満足できるものでは終わらんわけですね。

やっぱり、それぞれの人が、それぞれの価値観で生きている世の中ですので、そこをどうするかということが、もっと根本的なところで大事なんだと思うんです。それが知恵や技術がどう響くんかなというふうに思ったりもするわけですけども、質問もなんか、禅問答みたいな質問ですけども、もう少しご説明、お願いできればと思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 非常に哲学的な問いでありまして、私が答弁をしても恐らく禅問答みたいな形になるのではないかなというふうに思っておりますが、先ほど塩見議員がおっしゃいました価値観、あるいは価値という言葉については、個人の感覚が深く関係をしているというふうに私自身も思っています。

新しい価値観を生み出していくためには、やはりその個人が一步前に踏み出すこと、これが非常に重要になってくるだろうというふうに思っておりまして、家城議員に対しての質問でお答えしましたように、そのキーとなるのが、私はチャレンジであるというふうに思っております。

そうした与謝野町民、与謝野町が一丸となってチャレンジをしていくことで、そうした新しい価値観というのは個人それぞれが見つけることができるでしょうし、与謝野町としての新しい価

値観も生まれてくるのではないかなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） おっしゃるように、チャレンジしていくことは非常に重要ですが、与謝野町としての価値観というものは、僕はあり得ないというふうに思ってます。この問答はやめます。これで終わりにしますが、僕はそう思っています。これは置いておきまして、次に学校の再配置の問題も出てました。そこで、この点についても少しお尋ねしておきたいと思います。

学校の再編成については、町長は懇談会の中で平成34年を待たずに段階的に統合を考えていると発言をされております。これは今までの私の理解と少し方向が違っております。確認をしておきたいんですが、5月の臨時会における町長の所信表明の中で、小学校の統廃合については、平成34年を待ち、同時に統廃合するのではなく、段階的な一体化が望ましいと考えています。その基準は、複式学級の発生見込みです。このように所信表明でもおっしゃっております。私は、学校統廃合は例外も、確かに複式学級になる学校は認める、一回だけの統合は認める。しかし、全体としては、平成34年に新しい学校が、それぞれの、岩滝は今、一つなんですけども、野田川、加悦で始まると、そういう方向で行くというのが教育委員会の基本方針だったと、こういうふうに理解しているのですが、町長のおっしゃったことを、そのまま受けとめると、別に34年を過ぎても、複式になる学校でなければ、もっと先伸ばしをどんどんしていてもいいんかと、そういうふうに、この言葉からは読み取れるんですが、この点はどうなんでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私の小学校の統廃合、あるいは再配置に関する基本的な考え方としては、平成34年度を待たずに、それぞれの学校が統合していくということについては、あるいは、再配置をしていくということについては、やぶさかではないということでございます。

その一つの基準となり得るのが複式学級の発生見込みであるというふうに私自身は私見として述べているところでございまして、その解釈については、先ほど塩見議員がおっしゃいましたような解釈を、私自身はしていないというところでございます。

この小学校の再配置、統廃合につきましては、教育委員会部局との協議が必要になってくることだというふうに思っておりますし、また、地元との協力が必要不可欠でございます。

そうした大きな流れを見ながら、最終的な一致団結できる方向性を見出していきたいというふうに思っているところでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） それではですね、与謝野町の教育委員会の基本方針で、我々が、昨年ですか、一昨年ですか、いただいたものとは、ものの考え方とは変わってきとると、こういう認識でよろしいんでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど申し上げましたように、私の小学校の統廃合、再配置に関する基本的な考え方は、先ほど申し上げたとおりでございます。

この認識が変わっているのか、変わっていないかの判断につきましては、私自身が判断するところではないのかなというふうに思っておりまして、すなわち教育委員会部局、あるいは教育委員会がどのように考えているのかということに一つの判断基準があるのではないかなというふ

うに思っているところでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） それはちょっと理解できませんね。

与謝野町教育委員会は、基本方針を出して、これは平成27年7月5日に子ども・子育て会議に諮問としてね、具体的な内容として三つほど出していますね。

一つは、幼保再編を含む就学前教育・保育のあり方について、これは平成25年度に結論を出してほしい。それから、与謝野町子ども・子育て支援事業計画については、平成26年度に結論を出してほしい。

学校の適正規模、適正配置に関する与謝野町教育委員会基本方針については、平成27年3月末までに協議の結果の答申を求めるということで、その子育て会議に諮問をしているわけです。そのした諮問の内容が、教育委員会が出したものと違うというのは、この子育て会議の中で、それが変わっていくというのは、これは当然、審議するわけですから、十分理解できるんですけども、町長の考えの中で、これが変わっていくんだったら、子育て会議のスケジュールによると、9月の会合からは、学校の適正規模、適正配置のスケジュールがですよ、検討に入ることになっておりますから、そのことについては、その子ども・子育て委員会のほうに、きちっとお伝えをしないと、ちょっとそこにずれができるかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 塩見議員がおっしゃっていることについての、何というんでしょう、私と教育委員会部局との違いにつきましては、非常に、私、町長部局、そして、教育委員会部局との、ある意味、整合性がどのように図れているのかということだというふうに思うんですけども、先ほど私が申し上げた、平成34年度を待たずに小学校の統廃合をしていくこともやぶさかではないということについては、教育委員会も同じようなことを思っているのではないかとというふうに推察をしております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） それでは、この段階的なのというのは、平成34年までのことを段階的にということでおっしゃっているわけですか、その点いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そういうことでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） そうなら、あまり紛らわしい言葉を使われると、これを普通の人を読むと、なかなか、この文章ですね、所信表明の中の文章は、なかなかそうは理解しがたいということで、お尋ねをしたわけで、わかりました。

もう一つ、聞きかけた関係で聞きますが、それでは各地域で統合する小学校は、それは、当然、地域のいろんな思いや、それによって、町側は平成34年一斉という思いはあっても、それは確かにずれることはあると思うんですけど、適正配置が、いわゆる町が思っているように完了するまで、小学校は新しい小学校にはならないのか。それとも、今の計画どおり平成34年で統合ができること、できんところがあっても、そこで新しい小学校になるのか、それはどっちですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま塩見議員が、ご提案をしていらっしゃる、あるいは質問をされていることにつきましては、私の一存では当然、決定できることではございません。今後、地元、教育委員会との協議が必要なことであろうと、協議が必要なことでありますし、そうした協議をもとに導かなければならないことであるというふうに思っておりますので、そうした点についての私の答弁は差し控えていきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） そうじゃないんですわ。私が聞いているのは、教育委員会の基本方針ということを出しておられるんですから、それが変わってしまっているのかどうかということなんです。

というのは、前の説明では平成34年に新しい小学校になって、そこで学校名も、みな変わっていくんだと、こういうふうに説明を受けてますので、それが教育委員会の基本方針として出てきて、そういう説明を受けているわけですから、これは、これからの協議で、どう変わっていくかは、まだそれは別もんですよ。今の状態が、どうなんかということ、町長が、段階でいくとか、いろんなことをおっしゃいますので、今の状態がどうなんかということを知っているわけですよ。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま質問をいただいている件につきましては、私のみが答弁をしているという状況ですので、一度、教育委員会のほうからの答弁も織りませながら対応していきたいというふうに思いますので、教育委員会部局のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教育 長（塩見定生） 学校等の適正規模、適正配置につきましては、これまでも町政懇談会等で町です、基本方針につきましては、教育の機会均等などに配慮した案での統合を基本としておりながらも、一斉の統合には固執せず、子ども・子育て会議の意見をはじめ、地元の保護者の皆様や、地域の方々のご意見を聞きながら、慎重に、かつ丁寧に進めてまいりたいと、このように考えておりますので、委員が言われたとおりですね、整理ができる段階で、平成34年度に必ず一斉にということではなくて、整理ができたところから進めていけばいいんじゃないかなということを考えておりますけれども、特に強引にとかいうことではなくて、地元の方々のご意見を聞いた上で判断してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 教育長に質問してもよろしいか。町長、回ってですか。

議 長（今田博文） 町長に質問して、町長が答えられなったら振ってください。

10番（塩見 晋） では、今の教育長の答弁について、私が理解を深めておく意味でお尋ねします。

一斉に合併をするというのは、あくまでも、これそのときの目的、こういう形でやるという、大枠の目的であって、それが必ずできるとか、そういくとか、そんなわけにはいきません、やっぱり地元の問題もあり、いろんなことがあって、それは当然無理です。無理ですが、それでは新しい小学校は、いつから発足することになるのか。

我々が今まで聞いてきた説明では、平成34年度から新しい小学校になるというのが基本で聞いてきておったわけですけども、そこはいかがなんでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 教育委員会部局のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 失礼いたします。私のほうから、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

教育委員会の方針としましては、塩見議員おっしゃるとおりで、基本的には、タイミングとしまして全部が統合できる平成34年度ということで考えています。この考えのもとに、子ども・子育て会議に対しましても諮問を行っている、これは全然変わりません。ただ、その方針の中で変更は1回を超えないという文言を書いております、これが以前にも説明させていただいたように、その平成34年度を待たずに統合ができると、これは柔軟に対応をさせていただくと、特に複式学級ですとか、そうした状況変化によりまして地元から必要な声が上がったりとかいうことに対しては丁寧に対応させていただくという考えでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それですね、子ども・子育て会議の中での審議は除くとして、今のところは平成34年度から新しい統合した小学校になると。たとえ、野田川でいえば全部が統合できなくても、そういう形になると、こういうことでよろしいのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、引き続き教育部局のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 私からお答えさせていただきます。その予定にしております。あくまでも、これは教育委員会の方針であり、前町長のもとで、町の方針として一応、そういう方向でやっていくということございまして、それを子ども・子育て会議のほうに、今、諮問をしていただいているということで、議員からもおっしゃいましたように、その間によっては、いろんな議論がございますので、そうした協議、意見を踏まえた上で、また、方針に変更が必要であれば、その後、考えていきたい。今の現時点では、その方針については変わりません。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 理解をいたしました。

それでは、次に、二つ目の織物業の振興策について、2回目の質問をしたいと思います。

町長もおっしゃったように、非常に私も、そう認識しているんですけども、織物業、伝統産業といいながら、実態は非常にもう疲弊して、どうともやっていけないというのが現状でして、そういう中で京都府や町の補助をいただきながら、何とか耐え忍んでいっておるということで、その中で、先ほどおっしゃった中で織物振興事業、修理や指導に、町のほうが助成をして下支えを、現場の下支えをしているということでありましたが、この制度が、よく考えると商工会の会員以外は適用されないんです。

観光でもそうなんですけれども、商工会も恐らく全部の機屋さんの、商工会に入っておられるのは7割、多くて8割かなというふうに思いますし、丹後織物工業組合に限っては、大体6割くらいです、組合の加入がね。そんだけ未加入の方が多い、これは未加入の方が悪いんじゃないくて、余りにも、もう収入が少ないので、やっぱり年間1万円近く払ったりすることが、自分が、それを利用するところからいくと、どうしても負担になるということで、会員外になっておられるんで

すけども、そういう中で、この織物振興事業の織物技術指導というのは、そういう部分でね、2割から3割の方が利用できないと、こういう状況になっているのが実態なんです。それは商工会に入ればいいじゃないかということにはなるんですが、なかなかそこが難しいところで、この部分の何か手当ができる方法がないかなと、そういうことは考えていただけないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまの塩見議員のご提案は、一つの重要な提案として受けとめておきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それから、現行の補助制度と、新しい補助制度ということについてお尋ねしました。

京都府の、今年ありました伝統産業基盤整備支援事業というのがありまして、織物製品になるまでの多くの工程に使用する設備や諸道具の老朽化と、部品の枯渇が、事業継続の危機につながっているとの観点から、伝統産業の事業をしっかり支える補助制度ができて、丹後でも多くの事業が平成26年度では採択されまして、ざっと3,600万円ほどの補助金が入っているというふうに聞いております。

これがですね、京丹後市では与謝野町の革新事業補助金と、与謝野町は1年早かったわけで、京丹後は1年おくれていた関係で、今年度、両方がですね、京丹後の革新的なところ、いわゆるダイレクトジャカードの補助金も使え、京都府の補助金も使えというのが、今年度そういう形になったわけです。それではっきり言えば、60%の補助を受けて、革新的な機械が入れられた状況になっとなるわけです。

もう少し説明しますと、京丹後では平成24年、平成25年度の今までしてきた2年間で、その更新があったのが135台です。ところが、平成26年度は、もう既に100台を超す申し込みがあって、80数台が実施したというふうに聞いてますけども、100台を超えるような申し込みがあったということを知っています。

というのは、やっぱり6割の補助があるから、何とか今、やりたい、今後、織物業を続けていく上で、ぜひ今やっておきたいという、そういう思いが非常に多くて、そういう数になったかと思うんですが、先ほどおっしゃいましたように、京都府に、この制度は来年度も引き続きやってもらえるように要望書も出したということ、先ほどお聞きしました。

そういう中で、与謝野町も、1年間ブランクはありますけども、こういう制度を、もう一度また、考えてもらいまして、何とか頑張って生き残っていこうかなという機屋さんに、両方の、こうした補助金が上手に使えたら、これはまた、これで非常にありがたいことだなと、同じ織物業をなりわいとしておりまして、私も、そう感じますし、来年度の予算で、ぜひ、こちら辺の配慮もしていただきたいなというふうに思うわけですが、これについて、町長、いかがでしょう。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 塩見議員が先ほどご紹介をされました京丹後市の事例、つまり京丹後市、そして、京都府の補助金や助成金を使いながら新しい織機を、60%の補助をもらいながら入れることができるということについては、私自身も、その現状について、詳細を把握しておりませんので、

そうしたことが可能であるかどうかも含めまして検討してまいりたいというふうに思います。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、最後に家内労働法による最低工賃改正の対応についてお尋ねしたいと
思います。

この件についても、6月の定例会の一般質問で少し触れましたが、先ほど、どういうものかという
ことは、町長のほうから説明を受けましたので、簡単に済ませますが、要するに原材料を委
託者からいただいて、家で加工して、また、お返しして、その工賃を受け取るということで、状
態として他人を使用しない、いわゆる家族で仕事をするというような状況のものが、この丹後の
織物業界で、もう数十年前ですけども、そういうことに加入してやり始めたということで、京都
府では、これがあるのは二つの団体で、もう一つは南のほうだと思いますが、紙加工製造業とい
うふうなところで、こういうことが起きているようですけども、丹工が1,000人以上の会員
規模で、こういうことをやっているというのは、飛び抜けて大きい団体のようにあります。

そういうわけで、これの説明会が、今までずっと労働局が丹後に来て委託者、それから、いわ
ゆるちりめんの親機、組合、それから我々、賃加工業者、いろいろと説明をしながら、やっぱり
皆さんに、このことを周知してやっていきたいということで説明会がありまして、8月5日に丹
工で、労働局の幹部の方が来られて説明会がありました。私も行ってきました。

労働局は、皆さんの申し出で最低工賃の改正をしたのですから、皆さんで守ってください。は
っきり言えば、そういうスタンスです。

そういう中で、いろんな意見はいっぱい出てたんですけども、一番極めつけは13年前に、今
まだしている最低工賃のほうが決められた、それすら、いまだに守られていないと、みなそれ以
下の最低工賃で、ほとんどが仕事をしていると、そういう現状の中で、今回、37.4%ですが、
平均して。それを、工賃を改定して本当に上げれるのかと、そういう中で労働局は、どうい
うスタンスなんだというふうなことがありまして、この家内労働法の中には、最後のほうですが、罰
則規定もありまして、それに従わなければ罰金を払わんなんです。罰金は5,000円ですが、
何か法令の改正で2万円以下はみな5,000円になるとかいう話ですけども、そういうものも
あるんですが、そういうところの意見が出て、それをすると業者さん、委託者に前科がつくか
ら、なるべく指導程度でとどめたいと、皆さんで守ってくださいと、大体、もうこういうよう
な感じで、私から見ると、あんまり乗り気ではなかったんですが。

そういうことを踏まえてですね、それではプレス発表の中で、労働局が発表した中には京都労
働局、西陣織物工業組合、丹後織物工業組合、関係自治体が連携を図り、委託者及び家内労働者
に対する十分な周知を図るため、発行日を平成26年10月1日としたというふうな発表をして
いるんですけども、与謝野町に対しては、労働局から、どのような働きかけがあって、与謝野町
はこのことについて、どんなことが実際にできるのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいま塩見議員がお尋ねの京都労働局のほうから、当町に対しまして、どのよ
うな指導、あるいは要求があったのかにつきましては、商工観光課のほうからお答えさせていた
だきます。

議 長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 失礼いたします。商工観光課のほうから答弁をさせていただきます。

先ほどの京都労働局からの意見調整という部分になりますが、経過を申し上げますと8月5日、これにつきましては、議員ご指摘のとおり丹後織物工業組合のほうで、こういった関係者の説明会がございました。午前、午後と先物関係、また、白生地関係と、その部門に分けて説明会がございまして、私どもの課のほうにおきましてもですね、担当者を2名、それぞれ派遣をさせていただいております。

その関係につきましては、既に部内の共有化を図ったということでございますが、その後の京都労働局のほうとの行政間との調整、これについては現在、向こうのほうから、私どものほうに意見が参っておるといことはございません。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） はい、わかりました。説明会があるということで、商工観光課のほうは行ったけれども、その後は何もないということのようです。

先ほども少し不足めいたことを労働局に対して言いましたけども、大体そういうスタンスなんです。与謝野町は、ホームページを見てみますと、このことについて、改正されましたということは載せてもらっておりまして、労働局へのリンクも張っていただいておりますけれども、僕は、こうして、幾ら言っても、はっきりと言って与謝野町は、このことについては何ができるかと言えば、何もできないと思います。

ただ、できないんですけれども、それで、ほんなら終わらせるんじゃないし、やはりいろんな面です、工賃がもらえてないという人は、なかなか自分の口から言い出しにくい、また、行くと、やっぱり自分の名前を聞かれます。聞かれると大体、その委託者のほうが、あれが言うたなということは大体わかってくるようなパターンになっておりまして、いろんな町民の中の、いろんな、この思いや、そういうことをですね、何もできなくても、やっぱり与謝野町として受けとめて、伝えるようなことはできると思いますので、注視を、6月の定例会でもお願いしたんですが、しっかりこのことについては、注視をしとっていただきたい。あとは、それはもう経済の問題ですから、自分たちのことですからけれども、やっぱりそういういろんな苦情とか申し出があれば、やっぱりそれはつないでもらうというふうなことで注視をしていただきたいと、このように思います、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 塩見議員が、この一般質問の中でおっしゃったことというのは、この当町にとっては非常に重要なことであろうというふうに思っております。織物業界の現状というのは、非常に厳しい、そして、従事をされていらっしゃる方が多く、先ほど塩見議員が、ご紹介をされた、系をもらって、指示どおりに織っていくというような作業の工程を踏んでいらっしゃいます。

そうした方々を、法のもとにしっかりと守っていくといいますが、労働者としての権利をしっかりと掌握できるように、私どもも務めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 長々とたくさん申しましたが、よろしく申し上げます。質問を終わります。

議 長（今田博文） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

午後1時30分に再開します。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後1時30分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、4番、渡邊貫治議員の一般質問を許します。

渡邊議員。

4番(渡邊貫治) 議長のお許しが出ましたので、一般質問通告書に従って、お聞きします。

件名、教育振興対策について、答弁者は教育長であります。

一つ目、新しく教育長になられました、当町における教育をどのように認識し、その向上を教育委員会で論議し、具体的に、どう講じていかれるのか。

二つ目、町配布の学校・保育所の再編の中で、学校・保育所の再編についての冊子であります。

学校等の再配置計画、検討委員会提言との比較で、検討委員会提言に対して加悦中学校と江陽中学校を統合し、1中学校とする必要があると教育委員会方針が示されております。この部分であります。なのに、今、加悦中学校改修工事が求められています。一つの中学校にすると方針が示されているのに、なぜ必要なのか、教育長にお伺いするものであります。

文部科学省に考える小中高一貫教育、その中での中高一貫教育の導入の目的が示されており、学校制度として6年間を通した異年齢の生徒が学校生活を送り、6年間の計画的、継続的な教育指導生活を送り、6年間の計画的、継続的な教育指導を行う仕組みを整え、より生徒の個性を伸ばす教育を展開するようにする必要を考えたための中高一貫教育を選択的に導入することになったとあります。

教育委員会方針の一つの学校にするを、加悦谷高等学校を中心にして小中高一貫教育が教育の森としてなされればと、醸成に値するものと考えお伺いするものでございます。

最初の質問でございます。

議長(今田博文) 答弁を求めます。

塩見教育長。

教育長(塩見定生) 渡邊議員のご質問の「教育振興対策について」の一つ目、教育長は、当町の教育をどのように認識し、推進していきたいのかについて、お答えしたいと思います。

今日、高度情報化、そして、少子高齢化などの進展に伴いまして、激しく社会が変化しております。そうした中で子供たちにも影響を与えておりまして、学力の低下をはじめ、いじめ、不登校、そして、児童虐待などが社会問題化しております。こうした状況は京都府、そして与謝野町におきましても、同様の傾向が見られます。当町におきましては、「知・徳・体」のバランスのとれた人格の形成を目指し、地域の持つ豊かな自然、歴史、文化、産業、そして、人材等を生かした「与謝野町ならではの教育」を学校教育や社会教育において推進してまいりたいと、このように考えております。具体的には、古墳公園やちりめん街道など、多くの史跡、文化資源を活用するとともに、「俳句」による人づくり・まちづくりを展開していきたいと、このように考えています。

とりわけ学校教育におきましては、人権教育を教育の基盤に据え、教育活動全体を通じて浸透

させまして、いじめや差別のない安心・安全な学級づくりを重点に取り組みたいと、このように考えています。こうした取り組みが、ひいては安心・安全な学校づくりへとつながり、児童・生徒が生き生きと学習や運動に励み、「この学校で学んでよかった」と実感できるものになると考えております。

具体的には、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート、これをですね、「Q-U心理アンケート」というものがございまして、別名(学校生活満足度調査)、こういうものを児童・生徒を対象に実施しています。また、その結果についての分析・検証を行うに当たって、より深く分析できるように、そして、教師個々の能力に頼るだけではなく、学校全体の組織による取り組みを展開できるように「Q-U心理アンケート」に特化した教職員研修を行っているところでございます。

また、規範意識の低下が指摘される中、児童・生徒の言動や善悪の判断基準が気になるところでございます。法をはじめ実生活や学校生活におけるルールや決まりについて考えさせ、正しく行動に移す能力の育成を通して、規範意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。しかし、子供の育成は、学校だけでは困難であります。PTAをはじめ関係団体、さらには地域社会全体で、町の宝であります子供を守り、育てる機運の醸成を図る努力をしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様をはじめ、全ての町民の皆様に対し、社会総がかりでの取り組みについて、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます

一方、社会教育におきましては、人生80年、90年時代を迎え、ますます生涯学習の重要性が指摘されています。そこで、当町におきましても、地域活性化の原動力は公民館活動にあると考え、公民館活動のさらなる活性化に努めてまいりたいと考えています。とりわけ少子高齢化や過疎化が進展する中で、地域の絆づくりが何よりも重要であり、その拠点となりますのが公民館であると考えています。地域住民にとって、くつろぎ、語らう場、生きがいの場、そして、ふれあいの場である公民館を一層魅力あるものにし、与謝野町に暮らしてよかったと言えるものにしていきたいと、このように考えております。

次に、ご質問の2点目、加悦中学校と江陽中学校を統合する方針が示されている中で、府立加悦谷高等学校を小中高一貫教育を行う教育の森にしてはとのご提案について、お答えしたいと思います。まず、加悦中学校と江陽中学校の統合につきましては、さきにお示しいたしました教育委員会の学校等の適正規模、適正配置に関する基本方針の中で、少子化傾向を踏まえると将来的には一つの中学校とする必要があるとしていますが、相当、先の計画方針であり、具体的な期日はお示しておりませんので、この点はご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

そこで、議員ご提案の加悦谷高等学校を利用して小中高一貫教育を実施してはとのことですが、まずは、教育委員会として、こうした一貫教育を取り入れていくのか否かということから、検討を進めていかなければなりませんので、現時点では、明言を避けたいと、このように考えております。確かに、全国では小中一貫教育や中高一貫教育など、先進的な取り組みが進められてきており、文部科学省でも、小中一貫教育についての特別部会を設けられるなど、具体的な検討が進められております。

しかしながら、六・三・三制の抜本的な見直しを進めるまでには至らず、選択肢の一つとして進められていることから、今の状況では、混乱を助長する制度となる可能性も秘めていると考え

ております。議員もご存じのとおり小1プロブレム、中1ギャップと言われておりますが、幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へと移り変わる環境の変化に、学級や学校、児童や生徒になじめず、学力低下や不登校など、さまざまな問題を抱える子供がふえてきており、こうした課題を解消する施策の一つとして、一貫教育が取り組まれておりますが、まだまだ、研究・検証を重ねる必要があると思いますので、拙速に一貫教育を進めるということは時期尚早ではないかと考えております。

さらに、加悦谷高等学校は府立高校であり町教育委員会に管理権限がありませんので、その点からも、現時点では、非常に難しいご提案ではないかなと考えています。ただ、少子化等々を考えると、将来的にはよいご提案ではないかというふうに思っております。

以上で、渡邊議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） 改めて教育長にお聞きいたします。

文部科学省が考える中高一貫教育立地形態は以下の三つであります。学校教育法改正、平成11年4月より中等教育学校。2 共設型の中学校、高等学校。3 連携型の中学校、高等学校であり、連携型の中学校、高等学校とは既設の中学校と高等学校が教育課程の編成、教員や生徒間の交流等で連携し、中高一貫教育を実施するものであります。

京都府内におかれましては、府立洛北高等学校、洛北中学校、府立園部高等学校、園部中学校、府立福知山高等学校、附属中学校で当年9月1日に設置され、来年4月、府内3校目の府立中高一貫校で開校する予定となっております。

兵庫県におかれましても、兵庫県立氷上高等学校定員、一学年40名であります。山間部にある小規模校であり、近年、定員割れが続いたために存続が検討された結果、丹波に根差し明日の丹波を担う生徒を育成する理念のもと、丹波市立青垣中学校、氷上中学校の連携型中高一貫校として平成24年度より導入することになったとあります。

都道府県が中高一貫教育を行うために市町村立中学校施設と都道府県立高等学校を互いに使うことは可能であり、（国庫補助金を受けて整備された学校の場合、市町村において補助金等による予算の執行の適正化に関する法律）などにも基づいていると考えます。

加悦中学校と江陽中学校を統合し、一貫中学校とする必要がある教育委員会方針は、加悦谷高等学校と中高一貫教育が可能であると考え、よって、加悦谷高等学校の空き校舎、空き教室を使用し、直ちに一貫教育にするために府教育委員会と与謝野町教育委員会行政部局は協議すべきだと考えます。

中高一貫校連携型を提案させていただく根底には、加悦中学校改修費当初予算17億円ほどとお聞きし、今回の入札の流れもあり、20億円ほどになると予想しています。当初予算より大きく変わるのは与謝野町財政規模から見て、到底容認できるものではありません。よって、加悦谷高等学校空き教室、空き校舎を利用し、教育の森、中高一貫教育を目指すことは理になかったものと考えております。

小中高一貫教育をするために教育長の指示のもと、与謝野町教育委員会、行政部局、町部局は府教育委員会と協議に入るべきだと考え、加悦中学校工事改修に対しての対案を出し、教育長にお伺いするものでございます。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） お答えいたします。今、議員のご提案につきましては、府立高等学校の場合の中高一貫校は何校かふえまして、来年度から福知山高校にも府立中学校が設立され高等学校ということになっておりますけれども、そこも京都府教育委員会の中での話は来ておりますので、そこで設立されたものというふうに思っておりますので、私どもが勝手に言うことはできないなというふうには思っておりますが、これから、まだまだ、一貫校が本当にどうなのかというものを十分研究、検証していく必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、今現在も小中では連携教育をですね、中学校区を基本として連携教育を進めておりますので、それは問題ないなというふうに思っておりますけど、同じ建物に小中高が入って、実施しているということについては、まだまだ、いろんなことから研究、検証していく必要があろうかなというふうに考えておりますので、現時点ではお許しいただきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 渡邊議員。

4番（渡邊貫治） はい、終わります。

議長（今田博文） これで、渡邊貫治議員の一般質問を終わります。

次に、1番、高岡伸明議員の一般質問を許します。

高岡議員。

1番（高岡伸明） 皆さん、こんにちは。

日本共産党、高岡伸明です。事前通告に基づき子供の医療費無料化、高齢者の医療費無料化、国保税の徴収について、一般質問を行います。

最初に、子供の医療費無料化について、質問します。子供の笑顔は家族や地域の光ではないでしょうか。子育て世代は仕事と子育てに一生懸命です。子供の健康で健やかな成長は、親の心からの願いであるとともに、その町や地域の願いではないでしょうか。しかし、その環境は厳しくなるばかりです。この4月から消費税8%の増税、相次ぐガソリンや食料品の値上げは子育て世代の生活までも直撃しています。仕事といえばパートや派遣社員など、非正規雇用が増大し、サービス残業、長時間労働など、不規則な生活が強いられ、暮らしの格差が拡大し貧困社会が広がり、子供の貧困化が一段と進んでいます。それに加えて、子供は病気にかかりやすく、アレルギー疾患や感染症など、医者通いも頻繁となり、医療費など、出費もかさむ中、子供の医療費無料化は重要な意味を持っています。

不安をなくし、安心・安全な町をつくることは子育て支援の大きな力となり、緊急に求められている少子化対策の有効な手段になるのではないのでしょうか。子供の医療費助成は入院費、通院費、ともに京都府下26市町村のうち井手町など10市町村が中学校まで、そのうち南丹市、伊根町においては、高校まで医療費助成を実施しています。伊根町においては、窓口負担金までゼロ円です。このように全府下の自治体と府民的な世論に押され、4月の知事選挙を前後して山田知事は、子供医療費負担を軽減する子育て支援医療制度の中学校までの対象拡大を言わざるを得なくなりました。与謝野町の子供医療は、ゼロ歳から中学生までで約6,300万円かかっているようです。そのうち中学生の医療費は、約900万円と言われていますが、京都府が中学校までの医療費無料の拡大を実施した場合は、約900万円の医療費は浮いてくることになります。その分を活用し、与謝野町においては、高校生までに補充することも可能ではないかと考えます。

山田知事も選挙公約に挙げられている以上、実現は速やかに行われるのではないかと思います。また、世界的に見たとき、欧州など先進諸国では、子供たちだけでなく、国民の医療費は無料化への流れとなっており、世界第3位という経済大国である日本の異常なおくれが、ここにも見ることができます。

子供たちの成長を願い、子育て世代を励まし、安心して医療が受けられるように医療費助成の対象年齢を高校卒業まで助成するとともに、入院費、通院費ともに無料とすることは保護者の願い、町民の願いではないかと考えます。現在、与謝野町の子供の医療費は京都府下の先陣を切り中学校卒業まで窓口負担は200円ですが、無料になっていません。与謝野町においても伊根町が実施しておられる高校生までの医療費無料を実施すべきだと考えます。

次に、高齢者の医療費無料化について質問します。高齢者が安心して暮らせる町をつくることは、大切なことではないでしょうか。60歳以上の高齢者は全国で3,000万人に上っています。戦前、戦中、戦後の苦難の時代を身を粉にして働き続け、家族と社会のために尽くしてきた人たちです。高齢者が安心して暮らせる町をつくることは政治の重要な責務ではないでしょうか。2011年、国民生活基礎調査によりますと、日本の高齢者世帯は年収200万円以下の世帯が40.5%、年収100万円未満の世帯も13.9%に上ります。国民年金だけを受給している人の年金の平均額は月4万9,000円、また、生活保護受給者の40%以上が高齢者であり、自殺者が占める割合も日本は世界のトップクラスです。優遇どころか、高齢者の貧困、生活破壊が社会の大問題となっています。高齢者は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障されると老人福祉法に明記されています。

また、後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別を押しつける悪法です。2008年の制度導入後、既に3回にわたる保険料値上げが強行されました。2009年の総選挙で、この後期高齢者医療制度の廃止を公約した民主党も政権につくと、その公約を投げ捨て、国民の願いを踏みにじってきました。復活した自公政権のもと、際限のない保険料の値上げと差別医療の推進という、この制度の害悪が高齢者、国民に本格的に襲いかかろうとしています。

医療費の重過ぎる窓口負担に多くの高齢者が悲鳴を上げています。ところが、国は70歳から74歳までの窓口負担を2割に引き上げました。欧州諸国など先進諸国では、窓口負担は無料、または少額の定額制です。日本でも岩手県沢内村で始まった老人医療費無料化制度が全国に広がり、1973年から1983年まで国の制度として実現したという歴史を持っています。現在、69歳までの方の医療費窓口の負担は3割です。老人医療助成制度（マル老）は京都府独自の医療助成制度で、65歳から69歳までの所得税非課税世帯などを対象に医療費の窓口負担を1割にする制度です。ことし4月から70歳以上の方から窓口負担は1割を2割に引き上げました。しかし、京都では老人医療助成制度を、知事選挙による府民の皆さんの声によって、70歳までの制度として拡充されました。

年金が減り、消費税や諸物価が上がり医療費の窓口3割の支払いは本当に大きな負担となっています。京都府では老人医療助成制度（マル老）の廃止も含め、見直しが検討されていると聞いていますが、現状は、どういう状況になっているのでしょうか。

最後になりますが、国保税の徴収について、質問します。納税は国民の義務として当然だと思っています。払うお金があるのにもかかわらず、払わないのはよくないと思っています。しかし、どうしても払えないような収入の人に画一的に払いを迫るのはよくないと思います。京都府下では2010年1月より京都税機構による国保税などの取り立てが行われています。高過ぎて払えない国民健康保険の滞納に対する無慈悲な取り立て、差し押さえは問題ではないでしょうか。この5年間で全国でも2倍の急増ですが、京都では、その上をいく4倍の激増です。増加率は全国ワースト2位です。この与謝野町においても例外ではなく、私が相談を受けた住民の場合も京都税機構による容赦のない差し押さえがあり、突然4人の人間が家の中に入り込み、タンスなど、引き出しなどをかき回し、貴金属数点と車を持ち帰ったということが行われています。納税者の実情を無視した取り立ては、町民の生活をますます苦しめるものではないでしょうか。このようなことが行われていることを町長は、ご存じでしょうか。町長の所信表明の重点政策の中にあります「水・緑・空 笑顔かがやくふれあいのまち」の実現は、できないのではないのでしょうか。

これで1回目の質問、終わります。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、高岡議員ご質問の1点目、医療費の無料化につきまして、お答えをいたします。

まず、1点目の子供の医療費無料化についてのお尋ねでございますが、現在、与謝野町では、与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例及び同条例施行規則を設けて、医療機関での窓口負担が、中学校卒業までの入院、外来とも一医療機関、1カ月200円で受診をしていただける医療費の助成を行っています。

ご質問の山田知事が、子供の医療費負担を軽減する子育て支援医療助成制度の中学生までの対象拡大を言っていますとのことですが、このことは、府内市町村が実施をしている子育て支援医療助成事業に係る補助対象を現在の小学生までのところを、中学校卒業まで拡充するというもので、当町では既に単費で中学生にかかる入院、外来の医療費につきましては、先ほど申し上げましたように内容の助成を行っておりますので、府制度が拡充をされると、これまでの中学生医療費の助成に係る町の持ち出しが少なくなり、町といたしましては歓迎すべきことであると考えております。なお、当町と同様に中学生まで制度拡充をしている市町村数は、平成26年4月1日現在で、入院で15市町村、外来で11市町村という状況でございます。また、伊根町は高校生までの医療費無料が実施をされている。与謝野町においても高校生までの医療費無料化を実現すべきではないかのご提案ですが、本年4月1日現在で、高校生まで拡充をしている市町村は、入院、外来ともに2市町のみで、このうち入院、外来ともに無料化を実施をしているのは伊根町のみとなっております。

対象を高校生まで拡充するということは、財政的にも大きな負担を伴いますので、現時点においては拡充をすることは考えておりません。

2点目の高齢者医療費の無料についてのお尋ねでございますが、京都府では老人医療助成制度の廃止も検討されていると聞かれますが、どういう内容で、現状はどうかについてお答えをいたします。現時点では、老人医療制度が廃止をされるということは、京都府からも、近隣の市町村が

らも聞いておりません。京都府の老人医療助成制度につきましては、子育て支援医療助成制度と同様に、府内市町村が条例を設けて実施をしている65歳から70歳未満の高齢者を対象とする医療費の助成事業でありまして、老人医療制度の受給資格を有する方につきましては、医療機関での窓口負担が3割から1割になり、医療費の助成経費につきましても、当町の場合ですと3分の2の補助率により補助金の交付を受けているものでございます。

なお、制度の見直しに関しては、本年8月8日に高齢者医療に係る懇談会が開催をされ、議題としても、老人医療助成制度の見直しについてが取り上げられており、懇談会では、今後、京都府において検討会議が開催をされ、市町村の意見を聞きながら年内に見直し案をまとめることが確認をされましたので、何かしらの制度改正が行われることは事実でございますが、具体的な内容につきましては、現時点では示されていないのが現状であります。

次に、ご質問の2番目、国保税の徴収についてをお答えいたします。京都地方税機構により実情を無視した差し押さえがされているとのことですが、議員が、ご相談を受けられた方の詳細はわかりませんが、一般的には京都地方税機構において実情を無視したような差し押さえが行われていることは考えておりません。

町で把握をしている限りでは、京都地方税機構においては、まず、滞納をされている人に対し、催告書など、書面にて納付や納税相談を呼びかけた上で、催告書などに記した期日までに、納付や納付相談がない場合には、財産調査を行った上で処分可能な財産があれば、差し押さえなどの滞納処分を行っています。

また、税機構においては、納税相談を受けた際に、生活の実情も聞いた上で対応をしていただいていると思っておりますし、再三の催告書などの文書連絡にもかかわらず、連絡がなく聞き取りができない場合、所得申告がないなどの理由で生活実態などがつかめないような方については、税機構の担当職員より保健課や税務課のほうに電話による問い合わせがよくあり、対象者の生活実態の把握には十分配慮されているものと考えております。

また、議員ご指摘のように、京都地方税機構に滞納税の徴収を移管した、平成22年度以降で、与謝野町においても差し押さえ件数は大きく伸びていることは事実でございます。これについては、徴収の専門である京都地方税機構において、今まで町ではできなかった細かな内容まで財産調査を行い、払えるのに払わないといった方に対し適切な処分を行った結果であると考えております。

また、税機構でしっかりとした財産調査をした結果として、収入も少なく財産もないような方については、差し押さえなどの処分を行った場合、生活を困窮させるおそれがあるため、滞納処分の執行停止を行っており、この執行停止件数も税機構に移管後、大きくふえており、そういった点からも生活実態を勘案した適切な処理がなされていると考えております。したがって、差し押さえ件数が伸びていることが、実情を無視した差し押さえの結果であるとは考えておりません。国保税に限らず全ての町税について、納税者の9割以上の方が納期内納付をしていただいております。この納期内納付をしていただいている方々についても、現在の大変厳しい経済状況の中で、税金だけはといった思いの中で納税をいただいている方がほとんどであると考えております。

町として、差し押さえという行為を一くりにして、全てを肯定するというものではござい

せんが、厳しい経済状況の中で9割以上の方々が納期内納付をしていただいている中、税を滞納しておられる方で自主納付も納付相談もしていただけない方については、財産調査を行い、処分可能な財産があった場合には、差し押さえなどの滞納処分も必要と考えますし、仮に財産調査の結果、処分可能な財産があるにもかかわらず差し押さえを行わないようなことがあれば、納期内納付をしていただいている方々の納得が得られないのではないかとこのように考えます。

以上で、高岡議員への答弁とさせていただきます。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） それでは、子供医療の中学校までの無料化は、流れとして、この10年を見ても京都府下でも全国的に広がっており、子育て世代や保護者にとって切実な願いになっています。小学校は確かに負担が多いと思いますが、中学校になると負担は少なくなると思っています。中学生においては900万円ほど、高校生になっても、それほど変わらないのではないかと思います。

町長が決断していただければ、すぐにでもできるのではないのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 子ども・子育て支援に対する財政措置に関しましては医療費だけではなく、教育分野、さまざまな分野に広がっております。そうした中で優先事項を定めながら、政策を実行していくのは、私の務めであるというふうに考えておりますが、先ほど、高岡議員がご提案をいただきました高校生までの無料化については、現在、検討していないということでございます。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） それでは、続きまして、欧州など、先進諸国では医療費の無料化は基本的な流れになっています。町としても近年、所得のない高齢者が多くなる中、医療費無料化について考えるべきではないのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 高齢者の方々に対する医療費の無料化、あるいは、それに伴います財源の措置につきましては、私ども一基礎自治体でできることは限られているのではないかとこのように考えております。

先ほど、高岡議員がご提案をいただきました欧州に関しましては、非常に高い税金で医療費が無料であるというような背景がございますし、医療費を無料化していくということになりますと社会構造全体にかかわってくる議論になるかなというふうに思っておりますので、先ほどの提案につきましては、国での議論だろうと思っております。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） わかりました。それでは、せめて（マル老）の制度を続けるように、町としても京都府に要望するべきではないのでしょうか。お願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど、答弁で申し上げましたように、高齢者医療にかかる懇談会については、開催をされ、また、協議内容についても詳細が詰められているというふうに考えておりますので、そうした議論を受けて、町として、こういったことができるのかということを考えていきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） それでは、少し長くなるんですが、先ほど、山添町長より答弁をいただきました税金の取り立ての件でございますが、町長がおっしゃるようになっていただければ問題ないと思うんですが、私の相談を受けた我が町の住民は、不況の中で仕事が時々しかなく、毎月の収入が安定せず、ぎりぎりの生活をしていました。そのために国保税を滞納し払えなくなっていました。その滞納が京都税機構に回され、そこでの話し合いは月々2万円ずつ払うようにしてほしいと、分割払いを申し出ましたが、税機構の担当者から一括返済でないとだめ、認められないと言われました。

彼は、妻と家計の状況をわかってもらうため、家計の収支状況を紙に書いて渡した。そして、月に2万円の支払いも厳しかったが、妻と頑張ろうと話し合い、2万円の分割でお願いしたいと税機構の担当者をお願いしました。そしたら、税機構の担当者は、どうしても分割というなら毎月4万円ずつ払ってください。そうしないと2年間で完済できないと言って、取り合ってくれなかったようです。

もし、毎月4万円支払うとなれば、未納分プラス、その月の支払い分があり、今月から給与の全額を差し押さえると言われ、とてもじゃないが生活できないと思い、本人が親族や親戚に頼んでみるから1カ月待ってもらいたい。金の工面をしたがができず、給与の全額を差し押さえられたと、彼が語っていました。

これが税機構の対応ですが、生活費でもある仕事の手間賃の全額を差し押さえることはできるのでしょうか。お願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま高岡議員がご紹介をされた話というのは、よくわかりました。そうした実態があるのかどうか、私自身、そこまでの詳細が報告を受けていないということが現状でございます。

この現状を、さらにお伝えを、私のほうからはできないかなというふうに思いますので、担当課のほうから伝えさせていただきたいと思います。

議 長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） 税機構の関係でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

今、高岡議員のほうから質問がありました。個別の事案でございますが、私のほうからは個別の事案についてのご答弁は差し控えをさせていただきまして、地方税機構一般的な、基本的な形での徴収の内容につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

これはご承知だと思うんですが、国税徴収法のほうで、いわゆる滞納者についての差し押さえの禁止条項がございます。簡単に言えば、要するに最低限の生活するだけの収入まで差し押さえることはできないということが基本にあります。これはやはり、その方の収入状況、それから、家族の状況、それから、その方の資産、財産等、それらを十分勘案した上で、それぞれ個別の対応を行っている現状があります。当然、給料ですとか、賃金ですとか、そういうものにつきましては生活費ということで基本的には差し押さえ禁止ということにはなっておりますが、それらの金額、それから、本人の収入状況等によりまして、その一部については差し押さえ等できるとい

うことになっておりますし、具体的なことはわかりませんが、税機構のほうで、そのあたり、その方、その方、個別に応じた実態を的確に調査をした上で適切な金額の徴収、それから、差し押さえという形を行っているのが現状でございます。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） そうしますと、本人が給与を全額差し押さえられたら生活ができないと、そうやって訴えているのに、強引に差し押さえをしようというのは、まず、ひど過ぎるのではないか。しかも担当者は全額差し押さえられたら、どうして生活すればいいのかと聞くと、私には関係ない、そちらで考えてくれと、そういうふうに言われたそうです。そのような考えで、一生懸命分割払いの努力をしているのに、納税者に寄り添っているとは思えませんが、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど、税務課長が申しあげましたように、京都税機構におきましても秩序のある滞納整理、あるいは催告などが行われていると、私のほうは認識をしております。

先ほど、高岡議員がおっしゃられた、ご紹介をされました事案については、私のほうも個別の事案ということで、意見を言うのを差し控えていきたいと思っておりますけれども、京都税機構は、恐らく、その規則に従いながら適切な処理をしているのではないかなと、私自身は考えております。

議 長（今田博文） 伊藤議員、不規則発言はやめてください。不規則発言は慎んでください。
高岡議員。

1 番（高岡伸明） 私としては納税者に寄り添っているとは思えないということがあると思っていて、町長は、どのようにお考えか、そこが聞きたかったわけなんで、もう一度、お願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど申しあげましたように、私自身は基本的に京都税機構において、規則に従った、納税者に寄り添うような形での処理が行われているものであろうというふうに考えております。しかしながら、高岡議員がおっしゃられました個別の事案についても、そうした件があるというふうに、今、お聞きをいたしましたので、私のほうでも詳細については確認をしていきたいというふうに思っています。

しかしながら、この議場の場におきましては、先ほど、高岡議員が発言をなされた発言の正当性についても、私自身は確認ができないということも申し添えておきたいと思っております。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） わかりました。差し押さえをするに当たり、事前通告もなく許可証が一般的には必要かと思いますが、何もなく実行されたようなんですが、それはどうしてでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そうしたことは、基本的にはないというふうに思っておりますが、担当課長のほうから詳細を答弁させます。

議 長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） 差し押さえの件でございます。ご承知のとおり納期限を過ぎますと、30日以内に督促を出します。その督促状の中には10日以内に納付がなければ差し押さえ等の滞納処分を行うことがあるというように記載をして発送しています。その時点で差し押さえ等はできるわけですが、税機構のほうは、これも個々の状況によりますけれども、その後、催告書を出して納税

を促しております。

一番長い方では3回、基本的には出させていただいて、繰り返し、繰り返し納税相談に応じていただくなり、そういったことをしております。最終的に、例えば、納付相談に応じない方であったり、分納計画どおりに納付がないとかいうような、そういった約束を守れない方につきましては、最終的に差し押さえ等の滞納処分を実行するということにはなりません。

ただ、言われた、いきなり予告もなしということは全くございませんし、丁寧に丁寧に予告というような形で再三、通知をしながら最終的には、必要があればやっていくということになります。ただ、いつ何を差し押さえるとかというようなことまではしておりません。ただ、差し押さえをすることがあるということだけは通知をさせていただいております。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 2万円の分割しかできないと言っているにもかかわらず、4万円でなければ2年以内に完納できないと言って税機構はだめだと言われた。そのことは、納税をしようとしている意思を踏み潰すことになりませんか、どうでしょう。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 先ほど申し上げましたように、高岡議員がご紹介をしていらっしゃる。その案件につきましては、その正当性、あるいは、その背景について、私のほうも認識をしておりますし、ここでの、その議論については、私のほうからは答えが、答弁ができないというのが現状かなというふうに思っております。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） こんなこともあったようで、息子が生命保険を解約しようとしたら、保険会社から差し押さえがかかっているのでは解約できないと言われたと、本人が税機構のほうに問い合わせたところ、息子の生命保険に差し押さえはかけていないと、そう答えたそうです。そこで、改めて保険会社に問い合わせをしたところ、税機構による差し押さえだったということです。差し押さえ物件は息子の生命保険、妻の貴金属など、他人のものでもできるのでしょうか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 担当課長のほうから答弁をさせます。

議長（今田博文） 秋山税務課長。

税務課長（秋山 誠） 個別の事案のようでございますけれども、いわゆる貴金属ですとか、生命保険等につきましては、差し押さえ禁止財産にはなっておりませんので、それは当然、できると思います。

それから、家族ということでございますが、当然、世帯の中で生計をされて、世帯全体の中で生活がどうかというようなことが基本的にはあろうかと思えます。まずは本人の所有のものを差し押さえるといったことが基本でございますし、その事例が、ちょっと個別の事例になりますので、よくわかりませんが、例えば、その家族の方にも、例えば滞納があるだとかいうようなことがありましたら、当然、そういうことはあろうかと思えます。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） それでは、家宅捜査のような強行的な一方的な差し押さえができる権限が、税機構にはあるのでしょうか。

- 議 長（今田博文） 山添町長。
- 町 長（山添藤真） 引き続き担当課長のほうから答弁をさせます。
- 議 長（今田博文） 秋山税務課長。
- 税務課長（秋山 誠） 家宅捜査などの権限につきましては、税機構のほうは、そういう権限を持っております。
- 議 長（今田博文） 高岡議員。
- 1 番（高岡申明） マルサというのが税の徴収の中にあると思うんですが、マルサのような権限を持っているというのがあるんでしょうか。
- 議 長（今田博文） 山添町長。
- 町 長（山添藤真） 私、マルサの女しか知りませんので、担当課長のほうから答弁をさせます。
- 議 長（今田博文） 秋山税務課長。
- 税務課長（秋山 誠） 私もマルサの女はよく知っているんですけども、そのあたりの権限につきましては、私も詳しくは知っておりません。
- 議 長（今田博文） 高岡議員。
- 1 番（高岡申明） 最後になります。納税者に立ち直ってもらおう、この姿勢が大切ではないでしょうか。実情に応じた分割納税や税の猶予、それらを視野に入れて、おのおのの町民の理解を促すことが必要ではないかと思えます。質問を終わります。
- 議 長（今田博文） 山添町長。
- 町 長（山添藤真） この、ただいま高岡議員のほうから徴収に関しまして、京都税機構のあり方について議論がありました。私も基本的には公平公正の観点から税というものは納税者が納めるべき義務であるというふうに思っておりますが、納税ができなくなった方が、もし、いらっしゃるのであれば、そうした方々に対しまして、私たちのほうで、できることも考えていくのが筋だろうというふうに思います。
- 議 長（今田博文） 高岡議員。
- 1 番（高岡申明） ぜひ、よろしく申し上げます。終わります。
- 議 長（今田博文） これで、高岡申明議員の一般質問を終わります。
ここで2時45分まで休憩します。
(休憩 午後 2時32分)
(再開 午後 2時45分)
- 議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続行します。
次に、14番、勢簀毅議員の一般質問を許します。
勢簀議員。
- 14番（勢簀 毅） それでは、平成26年9月、第59回定例会におきまして、かねて通告しております3件について、ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。答弁をよろしく願いいたします。
まず、1点目の質問は、情報の価値の認識と発信力の強化について、お伺いをいたします。
私が以前から気になっておりますのは、与謝野町は、この情報の価値の認識が、どうも私どもには理解をしにくいと、こういうことで気になっております。最初に妙だなと思いたしたのは、

この与謝野町は官報を購読していないことなんですね。官報とは日本国の機関紙であります。国としての作用にかかわる事柄の広報として出ているものですが、国の法律、法令に基づいて仕事をしている地方公共団体、また、国から町を運営する予算の半分以上の交付を受けている。そういった町であるにもかかわらず、本当に正しいのかどうか、このように国と地方の関係は、それは従前とは異なっておりますけど、そのように思っておるわけでございます。やはり現在はネット情報の収集ができるということで、そういった見方もありますけれども、やはり正確な情報源としての官報は、私は必要だと、こういうふうに思っておるわけでございます。

また、地方自治体と、各省庁をつなぐものとして、自治通信社が発行しております官庁速報というのがございますが、恐らく、これも読まれていないんじゃないかと、このように思っております。これは各課で回して議論をすると、そういった素材だと思っておりますが、これもとられていないでしょう。ここに来て驚いておりますのは、庁舎内では一般新聞は1週間おくれて各庁舎に回ると、こういうふうに聞いております。そこまで節約をしているというふうにも言えるわけですが、しかし、情報の最前線で、全国の市町村と競うところが、本当に、それでいいのかという、こういう疑念を持つわけでございます。

年間わずかの額をします。それ以上のものを失っているのではないかと、このように思えるわけでございます。

情報は、今日ではインターネットやテレビもありますが、世の中の動きを知る上で新聞情報は欠くことができません。また、何かを具体的に考える際の、参考にするための情報の収集と、日常的、基礎的に情報を収集する場合があります。私は職員のスキルアップを目指すために、このような情報源は絶対に欠くことができないと、このように感じておりますので、これについての、まず、ご所見をお願いをいたします。

次に、情報の発信力について、お伺いをいたします。本町の情報の発信力が町を応援してやろうと、そういう思いの人に十分応えているのだろうか、こういう思いが常にあります。山添町長は、この4年間、議員としてソーシャルメディアの活用では、市町村議員のレベルでは、全国でもトップクラスと、このような発信力を持っていらっしゃる、このように思っておりますが、それに比べると残念ながら、町の情報発信については、一考の余地があると思っております。

まず、メディアを活用した情報発信で、これは町長は定期的に記者会見等を行うなど施策の導入や新規事業への取り組みの際に積極的に活用することが必要だと思っております。

次にホームページの機能強化についてであります。これは他市町のすばらしいホームページに触れていないことに原因があると思っております。平成24年度のインターネットの利用者数は、国の発表では9,610万人、普及率は79.1%となっております。自宅のパソコン、携帯電話、スマートフォン等、利用端末も年々拡大しておりまして、町のホームページも町政の発信機能として極めて重要な役割を与えられると、このように思っておりますけれども、例えば、町長の部屋というのがホームページの中にございます。前町長のときに閉鎖をされてから、今年4月19日でしたか、山添町長が開かれたものの、儀礼的な挨拶、8月21日になって更新しておりますけれども、これも挨拶程度、最終的にタベ確認しましたら9月4日までのが、町長のが出ておりました。これでは、見てくれる人が、私は少ないんじゃないかと、このように思っております。

町長が世界に向けてのトップセールスを大きな柱とされており。せっかくの町長の発信力を生かしてほしいと、このように思っておりますし、全国から応援してやろうという人には、もっとホームページの発信力を高めてほしいと、このように思っております。町長個人のブログは7月1日から8月21日までの間に9回にわたって更新をされています。これも町のホームページに注いでいただきたいと、このように思っております。

次に、ゆるキャラについて、もっともっと積極的に売り出す必要があります。私は以前、前町長に、ゆるキャラで町を元気づけ、PRに使ってはどうかと提案しましたが、やりませんとの回答で、町をPRするというのが、どういうことなのか、町長もよくわかっていないのではないかというふうに思っておりましたところ、昨年8月の広報よさのですね、その経過は知りませんが、商工会青年部がつくられました、京の豆っこ米をPRすることを目的とした「まめっこまいちゃん」が与謝野町のマスコットキャラクターとして紹介されていました。

町のイベントに参加するのは当然ですが、対外的イベントこそPRに欠かせません。しかし、その後の動きは、あまり見られないと、このように思っております。ことしも11月には2014全国ゆるキャラグランプリが中部国際空港セントレアで開催されると報じられています。これはネットでの投票もできますから、ぜひ、参加させてほしいものです。昨年は1,580団体がエントリーして、京都府北部からも舞鶴観光協会の「チョコまるくん」440位、綾部市の「まゆピーくん」535位、伊根町観光協会の「ふなやん」732位、福知山市環境会議の「ゴーヤ先生」857位、舞鶴商工会議所青年部の「ゆうさいくん」1484位、福知山市夜久野の農匠の郷「ゆっくりちゃん」1509位と、京都府北部からも、このように参加をし、善戦をされていると、このように聞いております。

全国に、このように、せっかくのゆるキャラをつくったということになりますと、なかなか彦根市の「ひこにゃん」や熊本の「くまモン」のように、なかなかいきませんが、町の広報マンにしたいものです。

例えば、ちょっときょう、扇子を持ってきましたけれども、これは京都府のゆるキャラでございます「まゆまるくん」ですね。「まゆまる」歳は2000歳と書いてありますけれども、そんな2000歳があるのかどうか分かりませんが、こういうものが、これが京都の土産として売られているんですね。非常に人気だそうでございます。これは京扇子に、このまゆまるの絵を、そういう使い方が、このゆるキャラというのはですね、かなりな可能性を持っていると、こういうふうに思っております。この与謝野町でも、いろんな特産品を考えていただいておりますけれども、ひとつこういったものも参考にさせていただく必要があるのではないかと、京都府はですね、これは京都府の広報監と書いてありますね、いわゆる技監の「監」、監督の「監」ですか、広報監の肩書でホームページやFacebook、これもありますし、本気なら、私は京都府の職員も方もですし、私どもの町の職員さんも、このカットにしたり、裏面に使うと、こういうことが、これからあってもいいんじゃないかというふうに思っております。

次に、ふるさと納税について、申し上げますと、これは究極のPRですから、ぜひ、もっと検討をしてほしいものです。内閣改造によりふるさと納税は地方創世の目玉に利用してきました。私は昨年12月に町が誇るべき、おいしい米をお礼として3万円の寄附には、米1俵を贈る。2万円で40キロ、1万円で米20キロ、しかも、この制度は控除を考えますと2,000円で

60キロがもらえると、こういう仕組みについて申し上げましたが、なかなかこの仕組みが理解できなくて、理解をしていただくことが難しかったようで、提案をいたしました、真剣に受けとめてもらえなかったと、このように思っています。そうであるなら、オリックスの糸井選手にも一役買ってもらえないかと思っています。これで先進地のある町では2億円の寄附を集め、既に、ことしは早い段階で受け付けを中止しております。

安倍政権は来年度から手続も簡素化し、ふるさと納税の上限を2倍にすると発表をしています。北海道のある町では平成24年度が2億4,000万円、今年度は6億円を見込むと報道されています。趣旨から外れるとか何とか言っている間に熱のある市町村は一生懸命競争をして、先進地としての京都府を築いていることを申し上げておきます。

2点目は、6月の一般質問、7月の緊急質問と山添町長のフランス留学時代についてお尋ねをいたしました。全部で20項目余りにわたって質問をしたもので、私のところにも、あたかも対立関係にあるように質問をいただいたりしておりますが、もともと私は春の選挙が終わり、4月の中ごろまでは4年前の選挙公報にフランス国立建築大学終了、終わりの了と記載されていたので、日本でいう卒業されたということばかり思い込んでおりました。それが、その後のインターネットの書き込みサイトや5月8日に議会に対して公開質問状が出されたことで、一体どうということか、一日も早く町長が晴れ渡った空のように一点の曇りもなく、思い切った若い感性で町政を担ってほしいと、その立場で疑問点をただす役を引き受けているものです。議員として与えられたチェックの役割としてお聞きをしていると、こういうものでございます。

前回の緊急質問で、町長は、この件には政治的な陰謀を感じ、議会外での法廷闘争も辞さないとおっしゃいましたが、そもそも、この件は町長のプロフィールが時期によっては表記が違っていたり、書き方によって経歴に疑惑が生じていることが今日の発端であります。これは場合によっては、公選法に問われる恐れがあることから、私は真摯に受けとめてほしいと質問を行ってきたところです。

実際に、この2回の質問を通じまして、町民の方からも、私のもとにも、いろいろなお問い合わせをいただいたりしておりますが、2回の質問をしても、どうも真実が、どこにあるのかということが、もうひとつわからないと、このように思っておるところでございます。これ以上、お尋ねすることは無理ではないかなと思っておりましたが、8月8日に町長から大学の成績表が議会に提出をされ、新たに、これについて若干お尋ねをしたいと、このように思って、この点を中心に前回、理解が十分できなかったところを含めてお尋ねをいたします。

まず、1点目は、町長が学ばれた同じ所在地に、パリ・マラケ国立高等建築学校があります。これは全く別の学校のようにも思えますし、一体のようにも思えるんです。翻訳者によっては、どちらとも訳せるというように聞きました。これについて教えてください。

次に、成績表についてお伺いします。成績の部分は黒塗りですからわかりませんが、2005年11月22日の成績表では学士1年目ということで、23の科目が並んでいます。これが翌年2006年12月8日付の成績表では9科目になっています。これも学士1年目となっています。この理解ができにくいわけです。しかも、この証明書は発行した学校の名称が異なっているのは、なぜなのでしょう。このところもわかりにくいところです。

加えまして、このように異なる学校名にもかかわらず、どちらも同じ発行ナンバーです。通常、

こんなことは考えにくいと思っておりますけれども、なぜこういうことになるのか、日本とフランスの違いと、こういうこともあるかと思いますが、これについてお願いをいたします。

3件目の質問は、教育長にお尋ねをいたします。平成25年の町政懇談会で学校等の適正規模、適正配置に関する基本方針が示され、本日も、この中でも質疑があったところがございますが、この方針で、例えば、旧加悦町の場合を見てみますと、平成28年度に加悦小学校1校に330人、13学級との案が可能だということが示され、したがって、早ければ平成28年とも、このようにお聞きをしたように思っております。ただし、旧野田川町は平成34年度のめどとの説明がされたところです。ところが、それ以降は一向に進む気配もなく、山添町長は、先ほど来も答弁にもございましたように、複式学級のところから段階的に進めると、こういうお話もございましたが、教育委員会としては、その後、どのように動いていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

このような中で、国は60年ぶりに小中学校の統廃合について、財政支援を含めて積極的に後押しをする方針を固めたとされています。小学校は地域の拠点であり、防災の拠点であった。スポーツや文化の活動拠点でもあり、なくなることで地域の衰退の心配もありますが、やはり子供にとって、どうあるべきか、その結論が教育委員会の学校等の適正規模、適正配置に関する基本方針だと、このように受けとめています。

今回の国の方針は、バス通学が想定されており、通学時間の基準も加えるとの報道であります。平成20年7月に与謝野町教育・保育環境検討委員会が発足してから6年、提言書が町長に提出されてから5年、教育委員会から町長に報告されてから3年たっています。いよいよ統合となりましても、相当な準備と地域とのコンセンサスに時間が必要であり、まず、学校統合実施計画が示され、統合準備委員会がつくられてからでも、3年は絶対に必要だと、このように思っています。

いよいよ国も、このような方針を示したことで、国の方針に乗る時期ではないかなと、このように思っておりますが、これについての考えをお願いいたします。

次に、それぞれの地域から小学校がなくなることにつきまして、地域は決して統合を歓迎するわけではございませんけれども、これ以上の少子化が進む見通しの中で、苦渋の選択をしなければならぬと、そういう場面も出てくると思っております。そうした中で、この統廃合をされた後の学校施設の跡地利用は大きな課題であります。学校がなくなるとは地域のコミュニティに大きな痛みを与えることでもあります。そこで地域コミュニティの施設としての活用を含めて、地域づくり観点からも地域振興に生かせないかとの思いであります。平成23年9月に出された基本方針では、廃校となる学校施設の有効活用について、学校教育に役立てると、社会教育やコミュニティづくりに役立てると、このようになっておりますが、私は、これらの上に地域振興にすぐ取り組みを加えていただきたいとの思いであります。

一番参考にしたいと思っておりますのは、兵庫県養父市大屋町の旧南種小学校の体育館で大阪の大学の働きかけで、オリックス不動産が完全人工型植物工場を設置、運営し、リーフレタスをはじめ4種類の野菜をつくり、年間100万株の生産体制を目指すとされています。既に7月から一日当たり3,000株の収穫に入っていると報じられています。このように全国で、いろんな活用や取り組みが始まっており、当然、町がリードするにしましても、いつこの学校があくの

か、はっきりしないようでは、地元も相談のしようもありません。新たな企業誘致のモデルになるような取り組み、こういったことも視野に入れなければならないと思っております。

この統合後の跡地利用につきまして、基本方針を補強し、地域づくりなどの地域振興に資する活用を目指す立場での教育委員会のご所見をお願いをいたしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 勢旗議員のご質問の一番目、情報の価値の認識と発信力の強化の1点目、与謝野町の情報発信についてお答えをいたします。

まず、情報の収集についてですが、官報につきまして、議員ご指摘のとおり、自治体にとりまして、非常に重要な情報となっております。この官報については、以前はタブロイド紙を購読しておりましたが、現在は紙媒体の購読は取りやめ、インターネット版の「官報」に切りかえています。また、時事通信社の官庁速報I JAMP（アイジャンプ）につきましても、同様にインターネット版で運用をしているところでございます。新聞の購読につきましては、本庁舎で日刊6社の新聞紙を購読し、加悦庁舎と野田川庁舎につきましては、経費節減のために購読をしておりません。与謝野町の記事や行政関連の主要な記事につきましては、広報担当の職員が朝一番にスクラップをとり、それを各庁舎に配信をしており、職員個々の情報源といたしましては、この新聞のスクラップや個人が自宅で購読をする新聞で可能であると考えております。現状としては、官報やI JAMPと同様にインターネット上の各種サイトから情報を収集する職員が大半を占める状況でございます。

また、インターネット上の膨大な情報の中から必要な情報を取捨選択をするということは、職員の情報リテラシーの向上となり職員のレベルアップにもつながるのではないかとというふうに考えております。

一方、与謝野町の情報発信に利用しているメディアは、音声告知、広報よさの、広報よさのお知らせ版、与謝野町ホームページ、メールマガジン、CATVテレビ放送、テレビを利用した文字放送、データ放送、地域ポータルサイトYOSANOSTYLEなどがございます。広報よさのなどの紙媒体は、月に1回から2回、そのほかのメディアは、随時の情報発信をしており、住民の皆様には、どのメディアからでも行政からの情報が受け取っていただけるよう配慮をしているところでございます。

また、ホームページの機能強化についてですが、与謝野町が運営をいたしますWEBサイトには、与謝野町ホームページのほかに、地域ポータルサイトYOSANOSTYLEがございます。このサイトは、KYT加入者が動画などを公開をし、サイト利用者と交流をしていただくことを目的としたもので、平成22年3月の運用開始から5年近く経過しているところでございます。動画情報のほかに写真つきの記事やお店、企業のPRなど、自由にご利用いただけるサービスも提供いたしており、昨年1月から12月までの訪問者数は7万2,189人となっております。

サイト内の情報更新につきましては、ご指摘のとおり、KYTからのお知らせなどの一部の記事を除き古く、ユーザー間の活発な交流もない状況です。このことは、YOSANOSTYLEのユーザーがKYTの加入者に限定をされていて、情報の出し手が少数であるということと、最

近の一般的なSNSでも、動画などの情報が簡単にアップロードをでき、瞬時に拡散できてしまうという利便さから、主流はSNSにかわってきているのではないかということが考えられます。YOSANOSTYLEは情報提供者のエリアが狭く、決して利用しやすいサイトとは言えない時代おくれのものとなってきているのは確かですので、今後の運用方法を変更するタイミングが来ているとも認識しているところでございます。

次に、与謝野町ホームページ内の「ようこそ！町長の部屋へ」についてですが、就任以来、情報量は少なく、更新もままならない状況でございます。町長といたしまして、皆様方にお伝えしたいことはたくさんありますが、現在、その有効な手法について試行錯誤をし、先ほど議員がご指摘になられましたように、8月21日にサイトの構成変更を行っており、9月から町長メッセージとして、メッセージを発信させていただくということを決定したところでございます。

とはいいまして、行政からの情報は、漏れなくきっちりと与謝野町ホームページ内でもお伝えをしておりますので、「町長の部屋」以外のページにもご注目をいただきますようお願い申し上げます。

次に、情報の発信力についてですが、情報提供の次の段階として「情報の共有」が重要であるといえます。住民の皆様には、先ほど申し上げました各種メディアを活用し、情報を提供させていただいていますが、単なる告知や一方的な情報提供にとどまり、ホームページでお知らせしただけでは情報共有をしたと言える状況ではございません。

そこで、情報を共有するための新たな取り組みといたしまして、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）の活用が有効ではないかということを考え、8月11日からFacebookの運営を開始をしました。これは、実名公表型のSNSで、情報の正確性を確保しつつ、瞬時に情報が拡散され、共有されるという性質を持つもので、ユーザー数は世界中で30億人とも言われるサイトでございます。与謝野町のFacebookページへの登録者数は、まだ300人程度の状況でございますが、情報をアップロードすると受け手の持つネットワークで、瞬く間に1,000人近くに情報が共有をされ、即座に反応が返ってきている状況でございます。アップロードした情報の詳細を「エリア」を意識して見てみますと、あくまでも推測ではございますが、防災情報など与謝野町エリアに限定した情報は町内の方に、広いエリアを意識したイベント告知などの情報は満遍なく共有ができ、また、タイミングを外したような有用ではない情報については反応も少なく、ほかのユーザーへ拡散しないという状況でございました。

これは、ユーザー自身が情報を選択し、必要な情報が必要なユーザーで共有できているといったことのあらわれであると感じまして、非常に有効なメディアであるということが伺えました。今後の与謝野町Facebookページはユーザー数をふやす努力をし、与謝野町ホームページと並行し、発信する情報を見きわめつつ運用を行っていく考えでございます。

次に、新聞社やテレビ局など、マスメディアとの協力体制についてですが、私は政策と広報は行政運用の両輪であると考えており、マスメディアとの協力体制を構築することは必須であると考えております。政策の導入や進行と同時に、広報すべき内容は常にあり、また、政策への理解や意見を求める場面、住民参画などを促すことなどの必要性を強く感じましたので、不定期ではありますが、6月から記者懇談会を開催することといたしております。この記者懇談会では、情報を共有をし、マスメディアの持つ広報力をおかりすることはもちろんではありますし、読者や

視聴者の代表である記者の目線からの意見等もお伺いできるということもあり、とても重要視しているというところでございます。先日も、今議会の補正予算の概要、決算、事業の実施に伴います政策形成過程なども話題として開催させていただいたところでございます。

また、与謝野町独自のテレビ放送局でありますKYTでございますが、来年には機構改革を計画をしており、KYTの持つ魅力を十分に発揮できるように体制を整え、情報発信力を強化していきたいと考えております。

情報発信力は、すなわち町の広報力でございます。広報の目的とは中長期にわたり事業を健全に継続するための環境づくりや、住民からの信頼を得ることが主なことであると考えております。ただ、よいことだけを発信するというのではなく、例えば失敗したこと、うまくいかなかったことについて、「なぜそうなのか」を発信することで、行政と住民との情報の共有ができ、「どうしたらよいのか」をともに考えることができるようにすることも広報の一つの大きな役目でございます。政策の目的に沿い、その目的達成のために情報をどのように伝えるのか、ストーリー立てをする戦略的な広報を目指し取り組んでいく考えでございます。

次に、2点目のゆるキャラをもっと押し出そうについて、お答えをいたします。与謝野町のマスコットキャラクター「まめっこまいちゃん」は、平成20年5月、与謝野町商工会青年部が各種イベントにおいて与謝野町をPRすることを目的に、与謝野町のブランド米である「京の豆っこ米」をモチーフとして、キャラクター「まめっこまいちゃん」を制作し、青年部活動やさまざまなイベントのほか、全国ネットのテレビ放送にも出演をし、与謝野町のPRに一役を買っていただいております。

平成23年7月には、与謝野町商工会から与謝野町に対し、与謝野町のマスコットとして、さらに幅広くご活用していただければという趣旨で贈呈の打診を受け、平成24年1月に譲り受け、着ぐるみをリニューアル制作し、その年の11月に開催をいたしました「YOSANOオータムフェスティバル2012」においてお披露目をいたしました。

今日までの動きといたしましては、京の豆っこ米のPRはもちろんのこと、京都府内をはじめ近畿圏内で開催をされるゆるキャライベントにおける当町のPR、町内外の事業所や団体などに貸し出しを行い、子供たちと触れ合うなど、キャラクターがいることで、多方面からのお声掛けをいただき、与謝野町のことや産業構造を知っていただくきっかけづくりとして有益なものであるというふうに認識をしております。

一方、ご質問のゆるキャラグランプリ2014への参加についての取り組みでは、過去に担当課において検討をした経過があったようですが、登録に至らなかったようでございます。本年は難しいとしましても、次年度に向けて庁内調整を行い、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

しかしながら、町外ばかりに目を向けるのではなく、まず、「まめっこまいちゃん」が地元で愛される存在になることが大切であるというふうに考えておりますので、行政による目に見える形での広報や活用も重要ですが、地域行事などにお呼びをいただければというふうに考えております。

次に、3点目のふるさと納税でございますが、6月補正予算後から、ふるさと納税者の方々のつながりを強くできるような取り組みを行っているところであり、今後もさらなる取り組みを

検討していきたいというふうに考えています。8月に開設をした与謝野町のFacebookにおいて、ふるさと納税の記事を投稿いたしましたところ、数件のコメントをお寄せいただき、実際にふるさと納税をいただいたり、広報よさの8月号に、ふるさと納税の記事と申請書を掲載したところ、寄附のお申し出をいただいたりと、少しずつではありますが、ふるさと納税への関心が高まっていると感じております。

現在は申請手続の簡素化のため、申請書にかえてインターネット上で寄附金の申し込みができる申込フォームの運用を試験的に開始をするなど、ご寄附いただく方の利便性の向上にもつながる取り組みを始めております。また、政府も平成27年度に向けて、ふるさと納税に係る申告の簡素化や税額控除上限額の倍増などが検討されており、ふるさと納税をしやすい環境が整いつつあるというふうに思っております。一方で、ふるさと納税を利用した町のPRについては、なかなか取り組めていない状況ではありますが、例えば、ご寄附をいただいた方々にお贈りをいたします「与謝野町ふるさと応援チケット」が、現在は公共施設でのサービス利用にとどまっていますので、ふるさと納税を通じてPRを考える町内事業者などのサービス提供にも拡大するといった、町を挙げて価値を高めていけるような工夫も必要であると考えます。一方でお礼を華美にして、より多くの寄附を集めるというような考えもあるというふうに思いますが、今のところ、そのような寄附集めの競争の中に入っていきような取り組みをするつもりはございません。

ことしの町政懇談会の中でも、お礼を華美にするのではなく、寄附者等を大切にするような取り組みをするべきであるというお声もいただいております。それが総意であるというふうには申しませんが、今は寄附者とのつながりを強くする取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

なお、町民の有志の方々が、はがきに「ありがとう」と書いた絵手紙、「ありがとう絵手紙」を作成をしていただき、これをふるさと納税された方々にお送りする提案をいただいております。町民の方々の心のこもったお礼ができ、とてもうれしく思っております。

いずれにいたしましても、ふるさと納税による町のPRには、町民の皆様に関心を持っていただき、ふるさと納税の価値に気づいていただくことが大切であるというふうに考えますので、当面は制度のPRに力を入れていきたいというふうに考えております。

2番目のご質問、フランス留学からにお答えをいたします。一般質問の通告書では、議会に提出をされた成績証明書を中心に問うとの題目で、パリ・マラケ国立高等建築学校とフランス国立建築大学パリ・マラケ校、成績表とEHESS、ウーアッシュESSとフランス語で読みますが、そして、発行ナンバーの考察からという、三つの質問事項が上げられております。今、述べました事柄以外は記載をされておらず、ご質問の趣旨が理解できませんでしたので、第2質問などで具体的な質問内容をお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上で、勢旗議員への私からの答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 勢旗議員の3番目のご質問、小学校統合を問うの一つ目、国の方針に乗る必要はについて、答えたいと思います。まず、国の方針についてですが、学校統廃合につきまして、過去2回の方針転換があり、議員ご指摘のとおり、ことし7月下旬に、国は小中学校の統廃合を積極的に推進する方針を固めたとの新聞報道がっております。

当町でも、小学校の統廃合につきましては、塩見議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、教育の機会均等などに配慮した案での統合をお示しさせていただき、現在、子ども・子育て会議に対しまして諮問する中、平成26年度末までの建議を求めているところでございます。

次に、2点目、地域振興に生かすためにでございますが、統合し廃校となった小学校施設の利活用についてのお尋ねでございます。小学校は、長年それぞれの地域のシンボリックで重要な施設であると認識いたしておりますし、廃校となりましても、地域の重要施設として、どう利活用していくのが課題であると思っております。廃校の利活用につきましては、町だけでなく、地域の皆様方の思いやお考えもいただきたいと考えております。地域にお住まいの皆様方の多くは、地元の小学校を卒業されたものと思っております。教育委員会といたしましても、その思い入れのある地元の小学校の校舎や体育館などの活用方法につきまして、教育面や産業面、福祉面など、いろいろな角度からご提案させていただきたいと考えておりますし、地元の皆様方にも積極的なご提案をいただき、町のためにも、地域のためにも、よりよい活用方法を見出していければと考えております。

以上で、勢旗議員への答弁とさせていただきます。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それぞれ丁寧にお答えいただきました。まず、私もちょっと認識が不足しておりましたのは、町長、官報とI J A M P、これについては、私、ちょっと以前のが見せてほしいと、こういうふうにして、お願いをしましたところが、とっていかないようなお答えだったので、そういう質問をさせていただいたんですが、ということは、役場全体で、どの課からも官報が引っ張れると、こういうふうになっておる。あるいは官庁速報が引っ張れると、こういうふうに理解したらいいんでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご質問をいただいております官報、I J A M Pの運用の形態につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のI J A M Pと官報の件でございますが、今、インターネットのほうで閲覧をしておるんですけども、全職員というふうにはなってなかったと思います。

利用口数がありますんで、課長職程度ぐらいが利用できるというものであったというふうに記憶しております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、新聞について考えてみました。これはほとんどの職員さんというのは、非常に意識が高いわけですから、与謝野町で、本庁は別にしまして、あとは大体、個人の購読に任せると、こういうふうに言われたかなと思っております。

しかしながら、その重要な部分は当然、どういたしますか、各加悦庁舎、野田川庁舎にもですね、私は回されると、こういうふうにしておりまして、そうしたことでですね、十分情報の共有ができるようお願いをしておきたいと、このように思いますが、これはどうでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご質問をいただいております件につきましては、与謝野町に関連をする

情報、あるいは行政関係なり注目をすべき内容の記事につきましては、スクラップをし、配信をして、情報の共有化を図っているところでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 先ほど来から、町長の今後の方針をお聞かせいただいております、トップセールスをしてですね、そして、この与謝野町を広めていきたいと、こういう心構えをお聞きをしたわけですが、それにしましても、やはり町の情報がインターネット等で、Facebookを含めて、十分に全国に発信されていると、このことが重要だと思いますんで、ぜひ、ホームページ、あるいはFacebookを含めてですね、ひとつ全国で喜んでいただけるようなものをつくり上げていただきたいなど、このようにお願いをしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 先ほど、答弁で申し上げましたように、行政の行う施策、そして、与謝野町の情報発信につきましては、政策を進めていく上で、あるいは実現をしていく上で両輪であるというふうに考えておりました、勢旗議員がご指摘をいただいたように、日本全国、あるいは世界に与謝野町をPRしていくんだという気持ちの中で、Facebookの運用、また、ホームページの運用をしてみたいというふうに考えております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それから、町長もう1点、YOSANOSTYLEの話がございました。これは、職員さんの中でもともと発想されて、このページを開かれたと、こういうふうに認識しておりますが、やはりある程度期間がたちますと、職員さんも、皆お忙しいですから、なかなか私はですね、自発的にやっていただくということが難しかって、ちょっと停滞していたかなと、こういうふうに思っております。その辺も含めてですね、このYOSANOSTYLEにつきましても、十分な職員が参画できるような配慮をお願いしたいと思います。そこどうでしょうか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） YOSANOSTYLEのあり方については、今後、再検討をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

といいますのは、YOSANOSTYLEは、ある意味、限定的なメディアであります。一方で、先ほど申し上げましたFacebookなど、SNSにつきましては、非常に瞬時に、簡単に情報の発信、または共有ができるということから、全国的にも、また世界的にもメディアの主流だろうというふうに思っておりますので、私としては、そちらのSNSやFacebookに力を注いでいきたいというふうに考えているところでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、ゆるキャラにつきまして、町長は、ことしは無理だけでも、来年ぐらいいは、ひとつ考えたいと、そういうお話がございました。ぜひ、ひとつそういった全国で紹介できる場があるんですから、積極的に参加を、私はさせるようにしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

それから、ふるさと納税につきましても、例えば、大分県の日田市の状況を見てみますと、各町の中の市の中の地域に、そのふるさと納税をしていただいた、ご希望のところに配分ができる

と、こういう仕組みをとられておるところがございまして、それがいい、悪いということは別ですけれども、地域の自治会や、自治会の自治組織に、そういう希望によっては、そういう財源に充てると、そういう制度をとっているところも出てきておるということを申し上げておきたいと思っておりますし。それから、町長の持論であります潜在住民と町をつなぐというためにもですね、このふるさと納税は、少しずつということではございましたけど、積極的な取り組みを、私は展開をしていただきたいと、このように思っておりますが、どうでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 現在、子どもはふるさと納税につきましては、目的税ということで運用をしております。

しかしながら、その目的項目というのは、非常に大きいのが現状でございます。こうした大きな目的項目を、より具体的なものにしていくというのは、一つ検討の余地があるだろうというふうに思います。

また、勢旗議員がご指摘をいただきました自治会に渡るようにするというのも、一つなんだろうなというふうに思っておりますので、引き続きといいますが、検討していきたいというふうに思っております。

また、私の持論でもあります、この与謝野町を出た人たちが、この与謝野町にどうかかわっていくかという観点につきましては、ふるさと納税のみならず、さまざまな方法で策を考えていきたいなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 町長は、以前、町長、一般質問で岡山県の赤坂町の話がされたことがございました。いわゆる町内循環ということですね。あるいは町の、そういった特産物をどう出していかというお話に絡めてですね、一般質問がされたということが、私はあったと思っておりますけどね、ひとつぜひ、このふるさと納税について、私は一つ新たな実を上げていただきたいと、このように思っておりますので、お願いをしておきます。

それから、町長のフランス留学につきまして、これ3回目ということで、まことに恐縮ではございますが、これは町長がお持ちの、いわゆる宮津高校を出られてからの、そういった資料を出していただければ、原本が。私は、これは笑話で済む話ではないかなと、あるときには思ったりもしておりますが、そういった状況にありませんので、お尋ねをきょうまでしてきました。

私は、今回の質問はですね、いわゆる成績証明書を見ると、学校の名前、先ほどお答えいただきました、学校の名前がどうも違ってるのではないかなと、1枚ずつがという気がしてならんのですけどね、ここのところは、町長どうでしょう。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） このフランス留学の時代における学校証明については、一つは国立、私の訳であれば、フランス国立建築大学パリ・マラケ校、そして、フランス高等社会科学研究院パリ校、この二つの在籍証明書は議会を通じて皆様方にもお示しをしているところでございます。

その解釈につきましては、フランス語圏内ということもあり、いろんな憶測が出ているんだろうなというふうに感じておりますが、その一つに、先ほど、勢旗議員がおっしゃったパリ・マラケ国立高等建築学校と、フランス国立建築大学パリ校という違う名前の大学名が書類に付されて

いると。

1 4 番（勢旗 毅） 所在地にですね、同じ所在地になっていると、どちらもあるんですけども。

町 長（山添藤真） ということなんですけれども、私が思いますのは、私、通っていましたがパリ・マラケ校というのは、フランスのパリ芸術大学の中の敷地にある学校でございます。その学校の変遷というのは、もともとフランスの芸術大学の一つの学部として発足をいたしました。

しかしながら、建築と芸術というのは相反するところもありますので、建築大学として独立をして、今現在に至っているというように私自身は聞いております。

しかしながら、その過程の中において、学校名称が変更したということについてまで、私は把握をしておりませんので、恐らくそうした学校内での調整があって、二つの学校表記が使われているのではないかなというふうに推察をするという程度でございます。

いずれにいたしましても、私、この大学を選びましたときに、学校名ではなく、やはりどのように学校が建築に向き合うのかという理念に賛同したから、このフランス国立建築大学パリ・マラケ校に入ったところでございます。そうした意味において、学校の名称の変遷がどうであるのかということについては、私自身、全く調べもしておりませんので、私からの明確な答弁は差し控えるというか、できないというふうに申し上げなければならぬかなというふうに思います。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 町長、この2枚出していただきまして、初めの年のを見ますとですね、エコールアークテクチャーですか、いわゆる建築大学と、これはこう読めるんですよ。ところが、その後の建築の方は、エコールナショナルスーペリウールと、こう読めるということですね、これが別々に出てきて、別々の学校みたいに見えるんです、こう書いてあると、校名が。

そして、しかもですね、このナンバー、いわゆる、この発行ナンバーは同じもんなんですね。その辺が、私も翻訳をお願いしたんですけども、どうもこれはわからないなと、翻訳者は、ある翻訳者によっては、これは一体のものにも思えるし、別のものにも思えるんだと、こういう話があったのでお尋ねをいたしました。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど申し上げましたように、推察の域からは出ませんが、同じ学校であるというふうに言えるのではないかなというふうに思っております。

その中で、何らかの原因で学校名称が変更される、あるいは、表記が変更されたという可能性があるのではないかなというふうに思っています。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） これ町長、大体理解が同じものではないかなというふうに私どもも見ております。

それでは、もう1点お尋ねをしておりまして、いわゆる学士1年目という表記については、2枚とも、これについては町長、もう一回ちょっとお願いいたします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 恐らく私が、その建築大学に在籍をしたのは2年間でございます。その2年目の途中に、既にフランス国立高等社会科学研究院パリ校の入学が決まっておりましたので、その後期分については、余り建築大学のほうには行ってないということから、先ほど勢旗議員がおっしゃられたように、授業の科目数が減っているのではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私がフランス国立建築大学パリ校、フランス語で言いますと、エコール・ナショナル、スーペリユー、ダーシテクチュール、パリ・マラケというんですけれども、ここには2年間、在籍をしたということです。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、あとですね、あともう少しちょっと町長に、6月議会の折に、私、質問いたしまして、そのことで私ずっと見てみたんですけども、あとで、町長がお答えしていただけてない分があったんで、ちょっと、もしも、わかりましたらお願いしたいと思います。

一つは、町長はバカロレアはですね、フランス人の学生が対象で、私には関係ないと、こういうふうにおっしゃっておるように思えたんですが、フランスの大学ではバカロレアプラス、こういう表記が当たり前だと、こういうふうに聞いておりましたね、これでいきますと現在、町長の最終学歴というのはフランスで、バカロレアの何になると、こういう理解でよろしいでしょうか。プラス幾らとか、何とかいうふうになると思うんですが、そこどうでしょうか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 先ほど、ご紹介をいただきましたように、フランス国内ではバカロレアという大学の入学資格の証明書がございます。これに基づきまして、例えば3年間、大学に通ったのであれば、プラス3、あるいは4年間大学に通ったのであれば、プラス4、そして5年間通ったのであれば、プラス5というような表記で、フランスの学歴というのは、ある意味、証明をされるというところがございますが、私自身、建築大学に入り、また、フランス国立の高等社会科学研究院というのも、非常に特殊な大学ですので、バックプラス何々という明記した表記はできないのではないかなと、むしろ、することは適切ではないというふうに思っています。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それとですね、前に私、TCFダックのことをお尋ねを。TCFダック、このことをお尋ねを、いわゆる言語のことをお尋ねをいたしました。

町長は、私はデルフダルフですか、こちらだというふうにお聞きをしたんですが、これを受験せずに入学されたと、こういうふうにお聞きをしたんですけども、大学入試基準のA1からC2の該当といいますが、ランクがあるわけがございますが、京都にあります留学センターではですね、通常、そういうことは非常に難しいんじゃないかと、こういうお話を聞かせていただきましたが、私立なら、これは別だと、問題ないということになるんですが、この語学試験についてですね、町長の場合、前回もお尋ねしたんですが、もうひとつはっきりわからないんで、どういう方法で、これをクリアされて、学校に入られた、そのところをお願いできませんか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 私は、建築大学に入るまで、かなりの年数を語学学校で過ごしております。そうした語学学校の成績、そして、フランス国立建築大学に入るまでの建築専門学校での成績表証明書、そうしたものを提出をし、受験をしたわけでございますが、その際、私にフランス語の検定的なものの書類を提出しろというふうには言われませんでしたので、私自身はデルフダルフも受けていないということを申し上げました。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、あともう2点ほどお尋ねしたいんですが、いわゆるE H E S Sですね、

町長の前回の答弁ではですね、フレデリック・ネフ氏に引っ張ってもらってですね、私は入ることができたと、こういうふうにご答弁をいただきました。

しかしながら、E H E S Sは大学院大学ですから、学士相当の資格を持たない場合ですね、これは非常に難しいのではないかと、こういう見解を首都大学東京の鳥海先生、これもE H E S Sに行かれた方ですけども、お聞かせをいただきました。

このE H E S Sに入学をされた、フレデリック・ネフ氏が引っ張ったということはお聞きしましたが、その他についてですね、もう少しお願いできませんか。その他といいますか、フレデリック・ネフさんに論文を出されて、そして、その論文を読んでオーケーということになったというふうに戻りお聞かせいただいたんですけども、それだけだったのか、あるいはもっと別の編入の試験とか、そういったことがどうなっていたのかなということをお願いできませんか。

議 長(今田博文) 山添町長。

町 長(山添藤真) 私がフレデリック・ネフ氏に会い、これから行いたい学究のテーマについての論文を提出した以外に、入学の試験というものはございませんでした。

それに合わせまして、フランスの専門の建築学校、そして建築大学の成績証明書などもあわせて提出しておりますので、何らかの書類審査がありまして、その基準に到達をしていたんだろうというふうに思っております。

その私自身を、入学を許可した、そうした許可書については、フレデリック・ネフ氏と大学院局のほうにあるのではないかなというふうに思っておりますので、その理由については、当然のことながら尋ねたことはございません。

議 長(今田博文) 勢旗議員。

1 4 番(勢旗 毅) それでは、町長、これで町長にお尋ねするのも終わることになると思うんですが、いわゆる前回のE H E S Sの在籍証明に公的認証の話を上申しまして、この間、議長に当たった町長の文書ではですね、現在、そういったものを取り寄せていると、あるいは向こうと照会しているということだったんですが、これは大体、いつごろに、これは届く、あるいは、こちらに見せていただくことができる、このところはどうでしょうか。

議 長(今田博文) 山添町長。

町 長(山添藤真) 私が在籍証明を出しております、二つの大学に関しましては、勢旗議員のご提案がありました、公的認証や法定翻訳の作業をして進めているというところでございます。

しかしながら、私が調べた範囲内でありまして、在日のフランス大使館まで私自身が伺わないと、その書類の提案ができないというように聞いておりまして、私自身が行ける日程が、まだ、とれていないということでもありますので、その日程がとれ次第ということになります。

しかしながら、これは恐らく平日でありますので、非常に難しい、あるいは、東京出張を兼ねてやっていきたいなというふうに思っております。

議 長(今田博文) 勢旗議員。

1 4 番(勢旗 毅) それでは、教育長へ第2質問を出して終わりにしたいと思っております。

議 長(今田博文) 勢旗議員、質問の途中ですがよろしいですか。

1 4 番(勢旗 毅) もう町長、終わりましたけど。よろしい、教えてください。

議 長(今田博文) 山添町長。町長、反問権ですか。

町 長（山添藤真） 先ほど、このフランス留学からという一般質問をされるに当たりまして、勢旗議員は、何といひますか、私自身の潔白をある意味証明していきたいということをお願いされました。それ以降、6月の定例会、そして、緊急質問など、また、さまざまな書類の提出を私自身は真摯に行ってきたつもりでございます。

こうした経過を踏まえ、今でも勢旗議員は、私が学歴の詐称をしているというふうにお考えでしょうか。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

これは反問権に対する、いわゆる答弁というか、反問ですか。時間をとめます。

1 4 番（勢旗 毅） 私は、真実は、はっきり言って、今まで聞いたところではわからないと思っておりますが、多分、町長はですね、フランスに行っておられたことも事実ですし、その勉強をされたのではないかと、これは、こういうふうに思っております。

ただね、これだけ公開状が議会に出されたりする中で、町長は、やはりですね、宮津高校を出られてからのことを、町長、私、前回、お尋ねしましたら、資料も全部はないけども、あると、こういうふうにおっしゃいました。それを出していただいたら、これ私どもは、町長が丁寧な説明をされれば、私は笑話で済むのではないかなという気持ち、先ほども申し上げましたがそう思っているんですよ。

ところが、それがないわけですから、コピーではですね、はっきりしないんですよ。私どもが見ても、これが本物なのかどうなのか、あるいは、その後、手が加えられて、そういったことが全くわかりませんので、原本を出していただいて、そしてしたら、これはもう全部、私は解決する、笑話で終わるのではないかなと、こういう気持ちを今でも持つておることは事実です。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど申し上げましたように、二つの大学に関しましての公的証明、あるいは法定翻訳というのは、できるだけ早くお届けをしていきたいなというふうに思っているところがございますので、もう少し時間をいただければと、恐らく笑話で済むことだろうなというふうに思っております。

また、前段で申されました、この質問には政治的な意図、あるいは背景があるということは、先ほど、勢旗議員は否定をされました。しかしながら、その件につきましては、私は強くあるというふうに確信をしておりますので、その点については申し添えておきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） 私は、若干、自民党にかかわっておりますけれども、そういう政治的な背景が、これにあたり、そういうことで私は質問しているものではありません。ただ、私が質問しているのは、議会に、これだけの問題提起がされた中でね、私は上から2番目の年齢にあるわけで、今までのキャリアから言いますと、私が一番上にあるわけですね。そういう者が、やはり質問をしないと、議会が全く質問をしない、そういうことにはならないと、その責任感で私は、やっていると、こういうふうにとめていただきたいと思いますけど。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） その点につきましては、私の思いとは相反するところがあるというところだけは

申し添えておきたいと思いますし、この事案が、これまでネット上で取りざたされている中で、私自身、あるいは私の家庭に対しても、非常に誹謗中傷がすごいところがございます。こうした情報の発信のもとといいますのは、与謝野町の中のどなたかがということであるし、私自身は、その方も認識をしておりますので、そうした背景から考えますと、恐らくそうした意図が、あるいは背景があるのではないかなというふうに私は思っておりますので、その点については、勢旗議員との立場は違いますけれども、こうした質問をしていただきまして、私の、これまでの経過、あるいは、どのような思いでフランスに行ったのか、そうしたことまで質問をいただきました。その点については感謝を申し上げておきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 時間カウントしてよろしいか。

勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、町長に終わりました、教育長に第二質問をしたいと思っております。

今、町政懇談会の中でも、いろんな学校統合に関するお話があると、こういうことでございますし、私どもは2年前に、与謝小学校の校区なんですけど、与謝小学校校区連絡会というのをつくりまして、一体この学校をですね、今後、まだ、正式提起はないわけですが、その正式提起を受けたときに、やはり、その受け皿になる、もちろん育友会もあります、そういった学校の関連の組織がございますけれども、地域としてどうするのかと、このことを2年前からやってまいりました。まだ、実際の動きにはなりません、ぜひ一つそういうことでですね、今、国においても内閣改造ですね、地方創世大臣が置かれて、そして地方のことを進めていく、公立学校の統廃合の指針というのがですね、これはもう年内にも出されると、こういうふうに聞いておりますので、ぜひ、しっかりとした、余り、ある年限が、私どもが理解をしておりましたのは、平成28年、もしくは旧加悦町区については、大体30年ぐらいの見通しにはなるんかなと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。そういうことでお尋ねをいたしました。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教 育 長（塩見定生） お答えいたします。今、与謝地区で連絡会議ということが発足されて、検討されているということでございますけれども、私も各校区で、そういった連絡会議等々を持っていただきまして、これからのありようを審議していただくということが大事ではないかなというふうに思っておりますので、今後ともどうぞ、よろしく願いしたいと思います。

1 4 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（今田博文） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす9月9日、午前9時30分から引き続き一般質問を行います。

本日は、ご苦労さんでした。お疲れさんでした。

（散会 午後 3時52分）